

## 審議項目 2 関係資料

(ポストコロナの経済社会を踏まえた  
地方公共団体相互間の連携・協力のあり方等について)

# 第33次地方制度調査会の審議項目

## 1. 地方制度のあり方を調査審議するに当たり踏まえるべき、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」及び「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点」として、何を捉えるべきか。

- デジタル・トランスフォーメーションの進展が、地域社会や地方行政に与える影響とその課題について、住民からの視点も踏まえ、どのようなものが考えられるか。
- 新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題とその要因について、どのようなものが考えられるか。
- ポストコロナの経済社会において、人口減少・高齢化等の人口構造の変化やこれに伴う資源制約、感染症等の事態への機動的な対応をはじめ、地域社会や地方行政に生じることが見込まれる変化・課題として、どのようなものが考えられるか。
- 以上について、個別分野の法令・制度に係る課題を踏まえつつも、地方制度のあり方に関する課題として捉えるべきものとして、どのようなものが考えられるか。

## 2. 1を踏まえ、「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」として、どのようなことが考えられるか。

- 国と地方の役割分担のあり方について、どのように考えるか。国に求められる役割、地方公共団体に求められる役割として、これまでの考え方を改めて整理、再定義した方が良い点、見直すべき点があるか。
  - ・ 例えば、非平時においては、平時と異なる考え方で役割分担を整理すべきか。あるいは、非平時への対応は、役割分担の考え方とは別に考えるべきか。
  - ・ 国と地方の具体の事務に係る、必要なリソースの確保や情報の把握・共有のあり方について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体との間の連携・協力のあり方について、どのように考えるか。相互の連携・協力の実効性を高めていくことが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるか。
  - ・ 国に求められる役割を發揮するため、国が地方公共団体に対して関わる方策や、地方公共団体の実情を的確に把握するための方策について、どのように考えるか。
  - ・ 国と地方の相互のコミュニケーションや協議のあり方、国の施策に対する地方公共団体の意見反映のあり方について、どのように考えるか。
- 広域の地方公共団体としての都道府県に求められる役割や、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体としての市町村に求められる役割及びその役割分担のあり方について、どのように考えるか。
- 地方公共団体相互間の連携・協力のあり方について、どのように考えるか。相互の連携・協力の実効性を高めていくことが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるか。
  - ・ 大都市圏における都道府県を越えた広域的な課題への対応を円滑に行うための方策について、圏域内の大都市の役割を含め、どのように考えるか。
  - ・ 地方圏を含め、都道府県単位で広域的な対応が求められる場合や都道府県による市町村の補完・支援が必要な場合における、都道府県と大都市を含む市町村との連携・協力について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携・協力の実効性を高める観点において、デジタル技術の活用のあり方について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携・協力の実効性を高める観点において、住民、コミュニティ組織、NPO、企業など地域社会を支える多様な主体に期待される役割や、公共私連携・協力のあり方について、どのように考えるか。等

## 3. 2のほか、「その他の必要な地方制度のあり方」として、どのようなことが考えられるか。

- 地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など地方議会のあり方について、どのように考えるか。等

**1. ポストコロナの経済社会における地方公共団体間の連携・協力**

2. ポストコロナの経済社会における公共私連携

# 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

## 1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化  
「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応**、**地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- **新型コロナウイルス感染症**への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

### 目指すべき地方行政の姿

**地方行政のデジタル化（→2）** → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進  
**公共私連携（→3） / 地方公共団体の広域連携（→4）**

- 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現
- 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

**地方議会（→5）** → 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

## 2. 地方行政のデジタル化

（略）

## 3. 公共私連携

（略）

## 4. 地方公共団体の広域連携

### 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

### 都道府県の区域を越えた連携

（略）

## 5. 地方議会

（略）

✓ 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

### ① 市町村連携の課題への対応

- 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化
  - ✓ 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備
  - ✓ 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討
  - ✓ 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲が重要

※法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要

### ② 都道府県による市町村の補完・支援体制の強化

- 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要
- 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討

### ③ 多様な連携による生活機能の確保

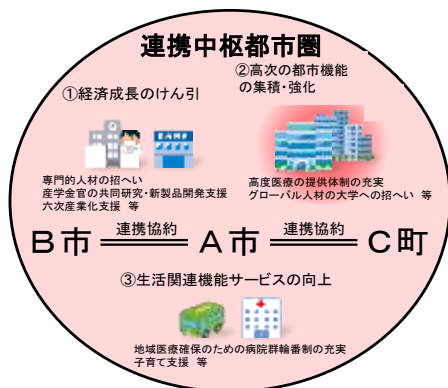
- 多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保（関係市町村に適切に財政措置）

# 第32次地方制度調査会答申を踏まえた多様な広域連携の推進

- ・ 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。
- ・ 今後のインフラの老朽化や専門人材の不足の深刻化に対応するため、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的。
- ・ 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。

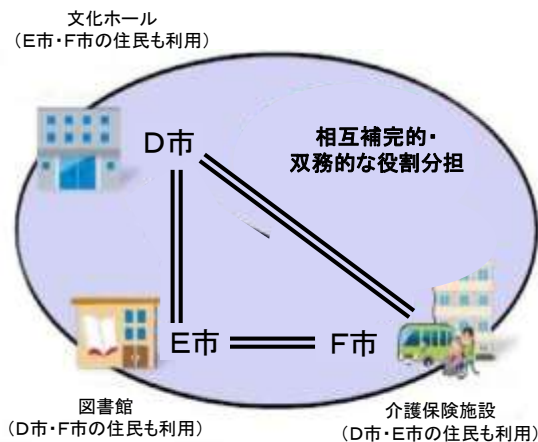
## 連携中枢都市圏・定住自立圏

広域的な産業政策等の取組に加え、施設・インフラや専門人材の共同活用による生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも対応し、取組を深化させていくことが必要



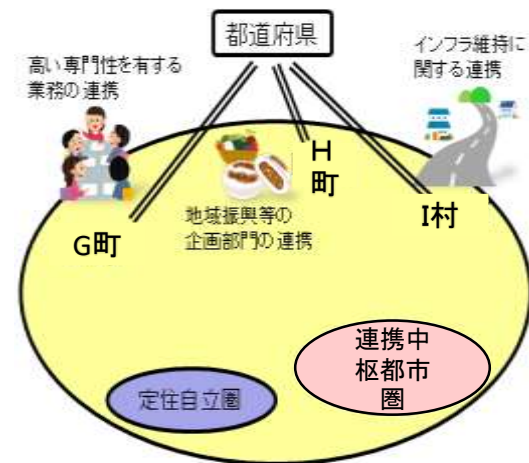
## 連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組が必要



## 都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援が必要



# 連携中枢都市圏構想の推進

## 連携中枢都市圏の意義

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引: 産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化: 高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上: 地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏とは

- 地方圏において、昼夜間人口比率がおおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する(※1)近隣市町村とで形成する都市圏(※2)

※1 通勤通学割合0.1以上など。

※2 隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合には、これに該当するものとする。

連携中枢  
都市宣言



連携協約  
の締結



都市圏ビジョン  
の策定

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

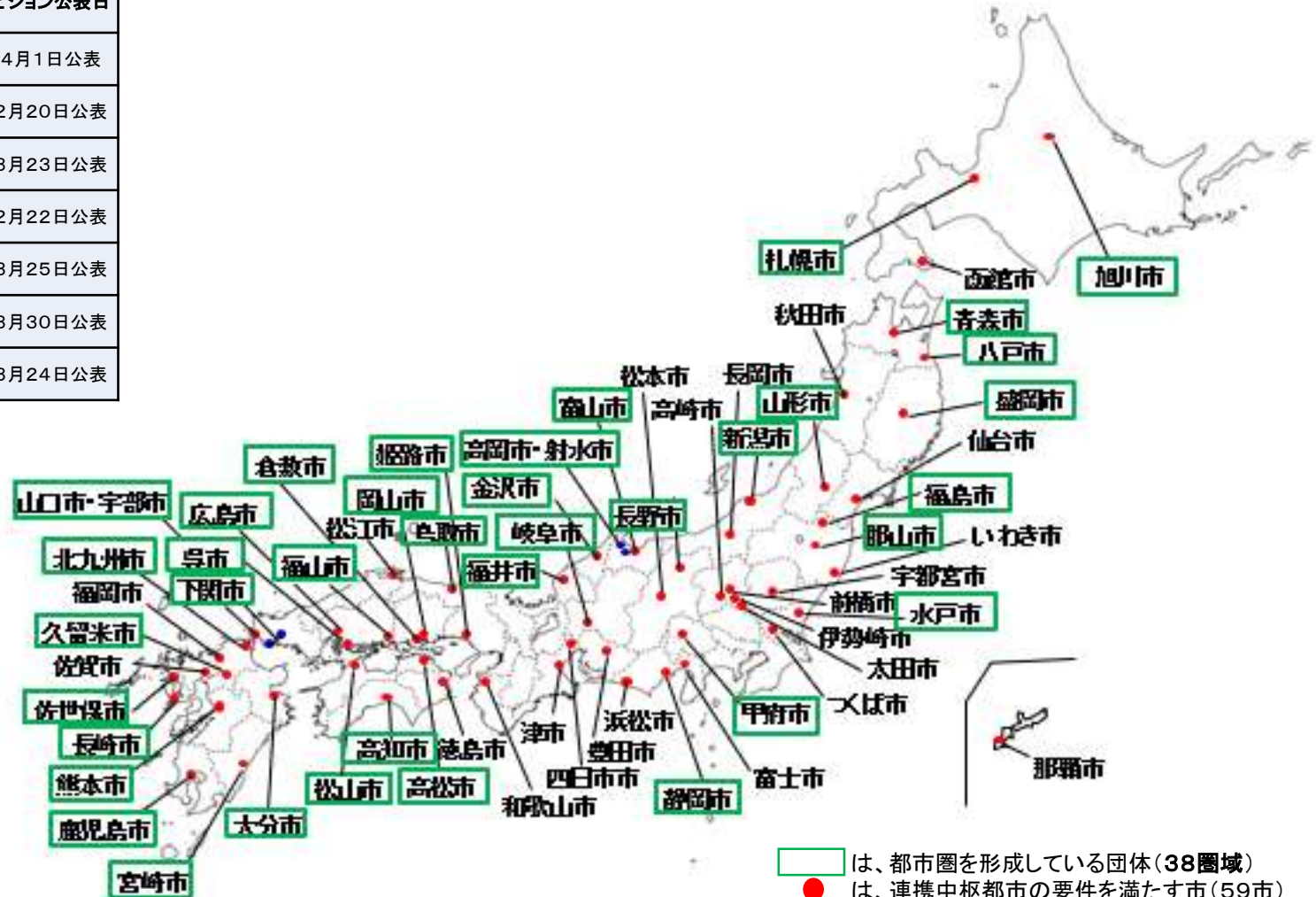
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開



# 連携中枢都市圏の形成状況（令和5年4月1日現在）

○ 平成27年度以降、形成が進展しており、令和5年4月1日現在、40市（38圏域）が連携中枢都市圏を形成（近隣市町村を含めた延べ市町村数：372）。

令和元年度以降に形成された圏域	
圏域名 (連携中枢都市)	都市圏ビジョン公表日
ふくい嶺北連携中枢都市圏 (福井市)	H31年4月1日公表
山形連携中枢都市圏 (山形市)	R2年2月20日公表
青森圏域連携中枢都市圏 (青森市)	R2年3月23日公表
いばらき県央地域連携中枢都市圏 (水戸市)	R4年2月22日公表
旭川大雪圏域連携中枢都市圏 (旭川市)	R4年3月25日公表
ふくしま田園中枢都市圏 (福島市)	R4年3月30日公表
やまなし県央連携中枢都市圏 (甲府市)	R5年3月24日公表



は、都市圏を形成している団体(38圏域)  
● は、連携中枢都市の要件を満たす市(59市)  
 ※中核市に移行していない市も含む

# (参考) 連携中枢都市圏に対する地方財政措置

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

## 1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

### (1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

#### ①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

（圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円）

#### ②特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定（措置率0.8）

### (2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,800万円を上限（措置率0.8）

## 2. 地域活性化事業債の充当

- ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%）

## 3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用（措置率0.8）、上限700万円、最大3年間の措置

## 4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置  
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還金利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ  
（例：融資比率35%→45%）

## 5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置  
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

## 6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度数の算定要素の追加

- ・辺地度数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能



# 定住自立圏構想の推進

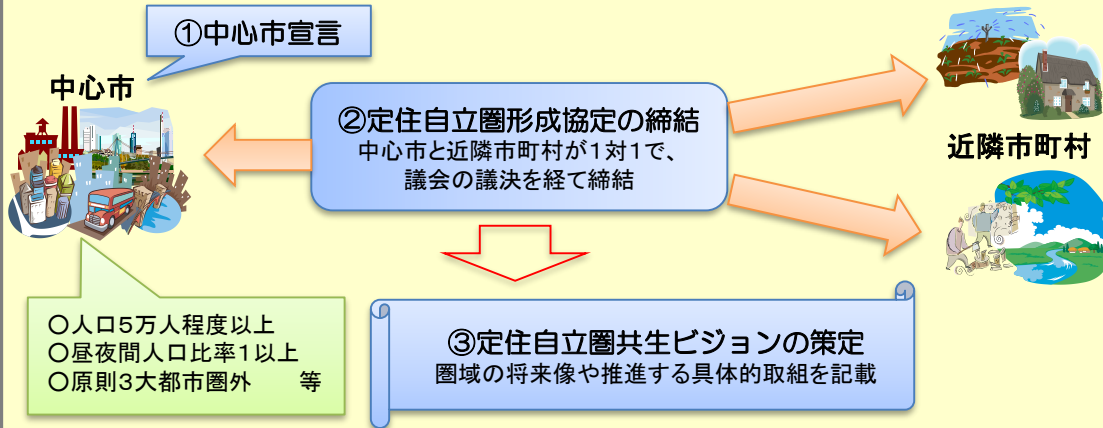
## 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

### 【圏域に求められる役割】

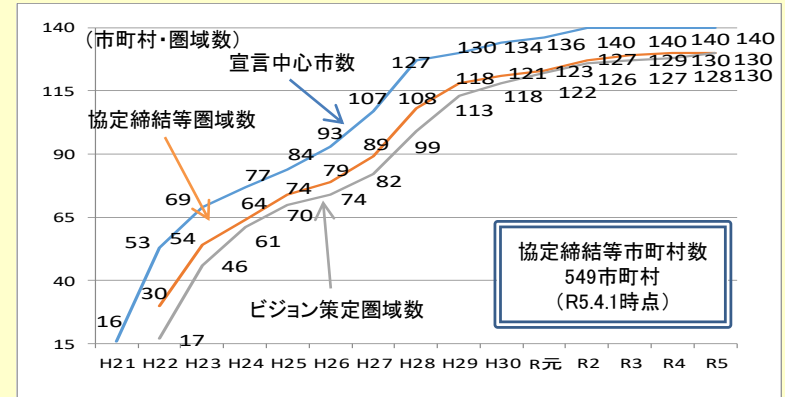
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

## 圏域形成に向けた手続



## 定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R5.4.1現在 130圏域)



※4月1日時点の数値

## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）  
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））  
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）  
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択



# 連携中枢都市圏の取組状況（分野別の取組圏域数）

- 連携中枢都市圏においては、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上について多様な取組を実施。
- 比較的連携しやすい取組（広域的な産業政策、観光振興、災害対策等）から進んでいると考えられる一方、合意形成が容易でない課題（土地利用、交通インフラ整備、外部人材の確保等）については、依然として連携が十分には進んでいない傾向。

各都市圏のビジョンをもとに、令和2年5月時点から令和4年9月時点における分野別の取組圏域数の推移を記載。括弧内は、令和2年5月時点の連携中枢都市圏の総数(34圏域)に対する割合と令和4年9月時点の連携中枢都市圏の総数(37圏域)に対する割合の推移を示したものの。

## ①圏域全体の経済成長のけん引

産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	30→31 (88%→84%)
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	31→36 (91%→97%)
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	31→35 (91%→95%)
戦略的な観光施策	31→35 (91%→95%)
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	14→13 (41%→35%)

## ②高次の都市機能の集積・強化

高度な医療サービスの提供	26→28 (76%→76%)
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	31→34 (91%→92%)
高等教育・研究開発の環境整備	24→29 (71%→78%)
その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	13→14 (38%→38%)

## ③圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療	27→33 (79%→89%)
介護	16→17 (47%→46%)
福祉	31→34 (91%→92%)
教育・文化・スポーツ	30→34 (88%→92%)

## ③圏域全体の生活関連機能サービスの向上（続き）

土地利用	10→9 (29%→24%)
地域振興	30→32 (88%→86%)
災害対策	29→32 (85%→86%)
環境	29→33 (85%→89%)
地域公共交通(a)	25→26 (74%→70%)
ICTインフラ整備(b)	14→17 (41%→46%)
道路等の交通インフラの整備・維持(c)	17→12 (50%→32%)
地域の生産者や消費者等の連携による地産地消(d)	15→13 (44%→35%)
地域内外の住民との交流・移住促進(e)	29→33 (85%→89%)
(a)から(e)までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携	14→14 (41%→38%)
人材の育成(ア)	26→25 (76%→68%)
外部からの行政及び民間人材の確保(イ)	7→4 (21%→11%)
圏域内市町村の職員等の交流(ウ)	23→21 (68%→57%)
(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携	15→14 (44%→38%)

# 連携中枢都市圏の近年の取組の例①

- 広島広域都市圏では、平成30年度から地域共通ポイント制度が開始され、圏域全体の経済成長が図られている。
- 播磨圏域連携中枢都市圏では、圏域内の複数市町と共同で作成した「広域的な立地適正化の方針」に記載している高次都市機能増進施設の1つである「アクリエひめじ」が完成するなど、取組が進展。

## ＜圏域全体の経済成長のけん引に係る取組の例＞

### 広島広域都市圏

広島市、呉市、竹原市、三原市等（計：13市15町）

#### 【地域共通ポイント制度の運用】

平成30年度から圏域内での買い物やイベント又はボランティア活動等への参加などで貯めたポイントを、買い物や公益的な活動団体等への寄附などに使うことができる地域共通ポイント制度を運用。



- ・ユーザー数：53,259人  
ICカードユーザー36,025人（平成30年10月から運用開始）  
アプリユーザー17,234人（令和3年7月から運用開始）
- ・ポイントが使えるお店の数：508店舗（令和5年3月末現在）

「いいことをする」と貯まる、誰でもできる小さな地域応援

例えば……

- ボランティア活動や地域のイベントに参加
- ウォーキング 健康増進 脱炭素
- 地域のお店で買い物
- 地域のスポーツや文化活動の応援
- 毎日SDG's チェック

地域の課題を解決するコミュニティ活動への参加や、地域のお店でのお買い物など、地域を良くしたい、地域を応援したいといった、地域の活性化にとってちょっとした「いいことをする」ことでポイントが貯まります。

ポイントが地域内で循環

地域応援活動を経済効果へ

地域に「いいことをする」ことで貯めたポイントは、1ポイント＝1円の価値として地域のお店での買い物に使えるほか、圏域内では商品やサービスが当たる抽選への応募や、公益的な活動団体等への寄附などに使うことができます。貯めたポイントを地域に還元することで、さらなる地域の活性化につながります。

## ＜高次の都市機能の集積・強化に係る取組の例＞

### 播磨圏域連携中枢都市圏

#### 【姫路駅周辺整備事業の推進】

播磨圏域の中心都市にふさわしい都心づくりに向けて、JR姫路駅周辺の鉄道操車場等跡地を活用し、商業施設、宿泊施設、医療専門学校等を誘致。令和3年9月に文化ホール、会議室、展示場を備えた交流拠点施設「アクリエひめじ」※を開設。

※平成29年3月に複数市町が共同で作成した「広域的な立地適正化の方針」に記載された高次都市機能増進施設の1つである主要コンベンション施設のこと。



【アクリエひめじ】



## 連携中枢都市圏の近年の取組の例②

○「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に係る取組についても、新型コロナウイルスワクチン接種の共同実施や、新たに開校した公立夜間中学の共同活用など、圏域の実情に即した取組が行われている。

### <圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る取組の例>

#### 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏

#### 【新型コロナウイルスワクチン接種の共同実施事業】

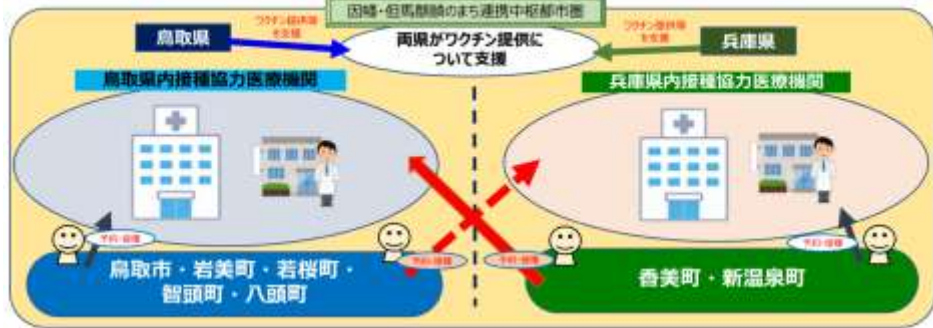
圏域内の協力医療機関で新型コロナウイルスワクチン接種を令和3年6月から共同で実施。 R3.6.1~R5年度末まで(予定)

圏域内の住民は、やむを得ない事情の有無にかかわらず、住民票所在地外の協力医療機関でも接種可能としている。



- ・協力医療機関数: 80機関 (令和5年5月時点)
- ・他市町住民等への接種回数: 11,410回 (令和3年6月~令和5年3月)

○鳥取・兵庫の1市6町の住民がその圏域内のどの協力医療機関でも接種可



### <圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る取組の例>

#### さっぽろ連携中枢都市圏

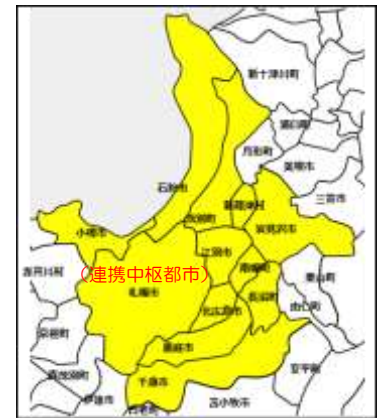


#### 【公立夜間中学の共同活用】

さまざまな理由により十分に学ぶことができなかった方々を対象とした公立夜間中学「札幌市立星友館中学校」を新たに開校し(令和4年4月)、共同活用を推進。

連携中枢都市圏の枠組みを用い、札幌市外在住の方も受け入れている。入学者の人数に応じ、入学者が在住する市町村がランニングコスト等を負担している。

生徒数: 札幌市内 96名 市外 11名 (令和5年5月時点)





# 連携中枢都市圏・定住自立圏におけるデジタル技術の活用の促進

○ 昨年12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、地域間連携の推進が重視されており、連携中枢都市圏等においても、「デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要」とされている。

## デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) (抜粋)

※下線は事務局による。

### 第4章 各分野の施策の推進

#### 3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

##### (2) その他の施策分野における施策間連携・地域間連携

##### ②地域間連携 i デジタルを活用した取組の深化

##### 【具体的な取組】

##### (b)連携中枢都市圏の取組内容の深化・充実

- ・「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(令和2年6月26日第32次地方制度調査会)を踏まえ、各連携中枢都市圏の取組内容の深化・充実を支援する。
- ・連携中枢都市圏の取組内容の深化・充実を図る観点から、「連携中枢都市圏構想推進要綱」を改正し、デジタル田園都市国家構想の実現に資する取組を更に進める旨明記すること等により、デジタル田園都市国家構想交付金等の積極的な活用の促進を図り、デジタル技術を活用した取組を行っている圏域数を2027年度に30圏域とすることを旨とする。
- ・地域間連携の先駆的なモデルとなり得る事業の推進や好事例の横展開を図るため、連携中枢都市圏に基づく地域間連携の取組について、デジタル田園都市国家構想交付金による支援を行うなど、国において事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援する。
- ・連携中枢都市圏において、特にデジタル田園都市国家構想の実現に資する好事例を始め、既存の圏域に係る取組事例集の作成・周知等により、2027年度に40圏域とすることを旨とする。
- ・連携中枢都市圏において、マイナンバーカードを広域で利用する取組やデジタル人材を確保するための取組について推進する。

##### (c)定住自立圏構想の推進

- ・定住自立圏について、圏域の取組の更なる拡大・充実を図るため、各圏域の先進的な取組事例の情報提供、補助事業採択における配慮等を通じて積極的に支援する。
- ・定住自立圏の取組内容の深化・充実を図る観点から、「定住自立圏構想推進要綱」を改正し、デジタル田園都市国家構想の実現に資する取組を更に進める旨明記すること等により、デジタル田園都市国家構想交付金等の積極的な活用の促進を図り、デジタル技術を活用した取組を行っている圏域数を2027年度に70圏域とすることを旨とする。
- ・地域間連携の先駆的なモデルとなり得る事業の推進や好事例の横展開を図るため、定住自立圏に基づく地域間連携の取組について、デジタル田園都市国家構想交付金による支援を行うなど、国において事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援する。
- ・定住自立圏において、特にデジタル田園都市国家構想の実現に資する好事例を始め、既存の圏域に係る取組事例集の作成・周知等を行う。
- ・定住自立圏において、マイナンバーカードを広域で利用する取組やデジタル人材を確保するための取組について推進する。
- ・圏域の形成に向けた取組を更に広げるため、協定等を締結していない中心市等を対象としたセミナーの開催による取組事例の情報提供等を行う。

# 連携中枢都市圏におけるデジタル技術を活用した取組の例

- 令和4年11月に総務省が実施した調査では、令和4年11月時点でデジタル技術を活用した取組を実施している団体は19圏域であった。
- 具体的な事例としては、大分都市広域圏では、圏域内の公共施設の予約・案内がシステムで行えるようになることにより圏域内の公共施設の相互利用を促進。
- また播磨圏域連携中枢都市圏では、圏域内の図書館において、域内在住の住民に対し、相互貸出し等のサービス提供や、利便性向上のためマイナンバーカードでの利用を促進。

## 大分都市広域圏

(大分市・別府市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町)

### 【おおいた公共施設案内・予約システム】

圏域内の文化・スポーツ施設などの公共施設に係る予約をインターネットで行えるシステムを令和元年度から提供。圏域内の公共施設の相互利用を促進している。

システムの共同運用により、スケールメリットが生まれ、各自治体の業務負担及び費用負担の軽減を図ることができる。

・利用件数 R2:195,594件 R3:236,844件 R4:256,227件



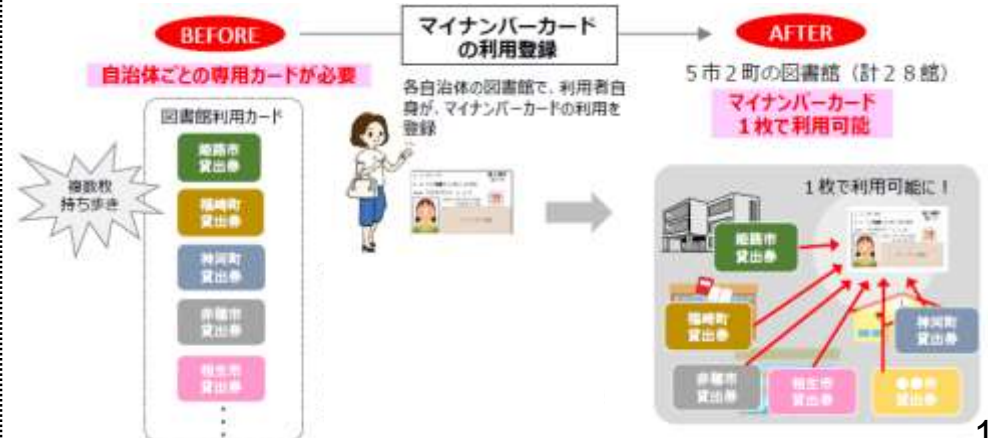
## 播磨圏域連携中枢都市圏

(姫路市、相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市)

### 【図書館の相互利用促進】

圏域内の図書館において、域内在住の住民に対して、相互に図書貸出し等のサービスを平成27年度から提供。また、平成28年度からマイナンバーカードでの図書貸出しの相互利用を実施。

・利用者数 R2:31,506人 R3:36,658人 R4:41,378人





# (参考) 国土審議会における「新たな国土形成計画」の議論について

- 国土交通省の国土審議会において、令和3年9月から新たな国土形成計画（本年夏に閣議決定予定）が検討されている。その中で、新たな概念として「地域生活圏」について議論がなされているところ。
- 「地域生活圏」は必ずしも市町村間の連携を前提とするものではないが、「共」の視点からの地域経営やデジタルの徹底活用が重視されており、連携中枢都市圏・定住自立圏の取組の深化を図る上で有用と考えられる。

国土審議会第18回計画部会  
国土交通省資料 抜粋

## 地域をつなぐ持続的なモビリティ社会の実現

### 地域公共交通の再・デザイン

交通手段が豊富 → ネットワークの統合 → エリア別指定運行

交通DX・GXや、地域の関係者との共創を通じ、地域公共交通ネットワークの利便性・持続可能性・生産性を向上  
⇒地域公共交通特定事業実施計画の認定: 2027年度までに300件



## まちでも中山間地域でもデジタル活用で安心・便利な暮らし

### 「デジ活」中山間地域

スマート農業、ドローン物流等を組み合わせたプロジェクトを実現  
⇒2027年度までに全国150か所以上

### 多世代交流まちづくり

居心地が良く歩きたくなるまちなかつくり、建築・都市のDX  
⇒2027年度までに3D都市モデルの整備都市500都市

### 転機なき移住・二地域居住等

テレワークの普及等による地方への人の流れの創出・拡大、空き家等の活用促進

地域を支える人材の確保・育成

包摂的社会、こども・子育て支援、女性活躍、関係人口の拡大・深化

### 自動運転

地域限定型の自動運転移動サービスの実現  
⇒50か所程度(2025年度目途)、100か所以上(2027年度まで)

### デジタル基盤の整備・活用

- ◆ 5G、光ファイバ等のデジタルインフラ、データ連携基盤
- ◆ 自動運転・ドローン物流等の実装を支えるデジタルライフライン(センサー、乗換え・積替え拠点等)

### 遠隔医療

住民に身近な場所を活用した遠隔医療  
⇒国の補助事業により遠隔医療を実施する医療機関: 235件(2023～2027年度累計)

※デジタル活用では解決できない地域課題に対しても、地方創生の一層の取組強化を図る。

**新たな発想からの地域マネジメント**

- 「共」の視点からの主体・事業・地域間の連携（官民パートナーシップによる地域経営）
- デジタルの徹底活用による地域空間の質的向上

「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合 → 全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会

# 連携中枢都市圏における公共私連携の事例

- 連携中枢都市圏において、行政のほか、商工会議所や大学などが連携し、それぞれの主体が積極的な役割を果たすことで、取組を充実させている。
- ふくい嶺北連携中枢都市圏では、令和3年から市町や商工会議所と、県事業承継・引継ぎセンターが連携して、事業承継推進プロジェクトを開始。
- みやざき共創都市圏では、商工会議所や地元の大学と連携し、6次産業化などの取組を推進。

## ふくい嶺北連携中枢都市圏

### 【事業承継推進プロジェクト】

ふくい嶺北連携中枢都市圏では、令和3年7月から、中小企業の事業存続を支援するため、圏域11市町、商工会議所、商工会と福井県事業承継・引継ぎ支援センターが連携して、「ふくい嶺北連携中枢都市圏事業承継推進プロジェクト」を発足。

企業からの相談を受けた市町や商工会議所と、県事業承継・引継ぎセンターが連携し、企業の要望にあった専門家や合併・買収を希望する企業などを紹介するなど、廃業抑制や円滑な移行につなげる体制づくりを構築。

### 【取組の効果】

連携市町が協力して事業承継に取り組むことで、福井県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携が強まり、圏域全体の事業承継の推進を図ることができている。



## みやざき共創都市圏

### 【みやPEC推進機構運営事業】

みやざき共創都市圏では、平成26年度以降、農商工連携や6次産業化の取組を推進するため、JA宮崎中央、JA宮崎経済連、宮崎商工会議所、宮崎大学などの関係13団体で構成する一般社団法人みやPEC推進機構を創設。

機構では、生産・加工・販売が圏域で完結する仕組みを構築するため、企業間のマッチング、地元食材の消費拡大、新たな商品開発支援や販路拡大に向けたプロモーションに取り組む。

(例)

- ・ 農水産物を活用した新商品(加工品)の開発
- ・ 市内や大都市圏での地元食材を使った料理の宮崎フェア開催 など



### 【取組の成果】

支援した地元企業数(6次化支援、展示商談会・その他商談会への参加店舗数等)の実績(直近3年)

- 令和2年度 84企業
- 令和3年度 97企業
- 令和4年度 106企業



# 連携市町村の参画・意見の反映に資する取組の事例①

○ 連携市町村の参画や意見の反映に資する取組として、備後圏域連携中枢都市圏では、連携中枢都市圏のための専門部署を令和5年度から設置。連携市町村からの職員を受け入れることで、市町村間の連携を円滑化。

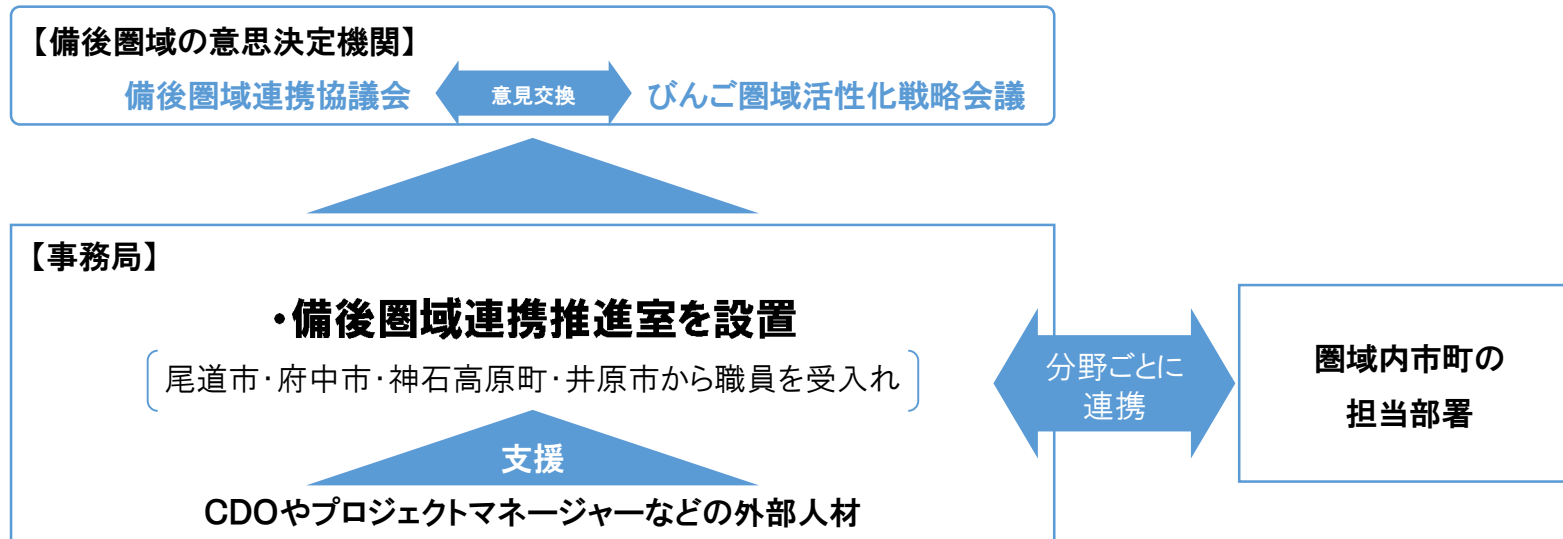
## 備後圏域連携中枢都市圏(福山市)

### 【事務局機能の強化】

- 連携市町村からの職員を受け入れ、備後圏域連携推進室を設置。(令和5年4月)  
(尾道市・府中市・神石高原町・井原市から各1名ずつ職員を受入れ)
- 連携市町村との連携を円滑化し、外部人材の支援も受けながら、次期ビジョンの策定・新たな連携事業の構築に取り組む。
- またプロジェクトの進捗状況や今後のスケジュールを共同で管理できるデジタルツールを活用することで、連携市町村と情報共有を行っている。



### ○推進体制イメージ



※CDO:Chief Digital Officerの略



## 連携市町村の参画・意見の反映に資する取組の事例②

- やまなし県央連携中枢都市圏では、自治体職員間のやりとりを円滑化するため、市町村間（中心市と連携市町村及び連携市町村同士）でやりとりができるビジネスチャットツールを導入。
- みちのく盛岡広域連携都市圏では、圏域内市町村による事務検討会議等を開催し、連携市町村の意見を反映する機会を創出。

### やまなし県央連携中枢都市圏（甲府市）

#### 【職員間のやりとりの円滑化】

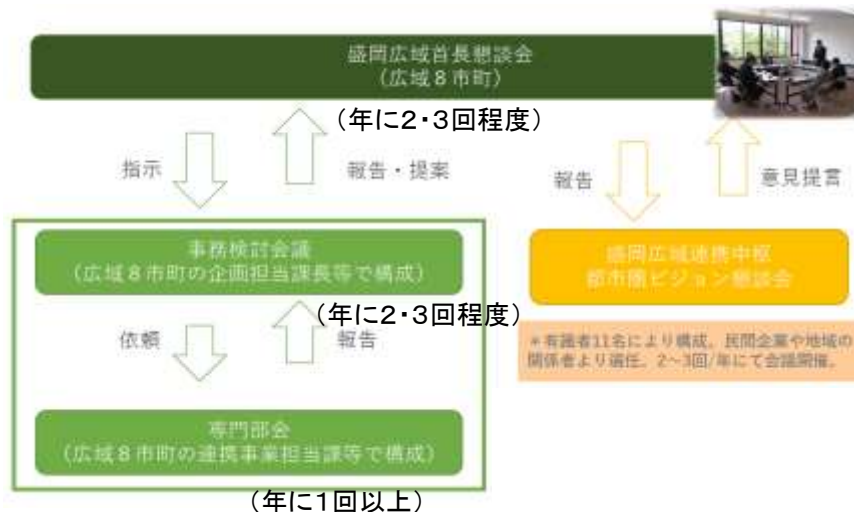
- やまなし県央連携中枢都市圏では、自治体の垣根を越えてやりとりができるビジネスチャットツールを令和5年度より導入。職場のパソコンや職員個人のスマートフォンなどで利用でき、チャットやグループトーク機能、写真等の共有が可能。
- 利用には中心市を経由するといった制約がなく、連携市町村間で自由なやりとりが可能で、連携事業を担当する職員間のコミュニケーションを円滑化し、連携を強化。



### みちのく盛岡広域連携都市圏（盛岡市）

#### 【圏域市町村による事業検討会議】

- みちのく盛岡広域連携都市圏では、首長懇談会（年に2・3回程度）や、圏域市町村の担当課長等で構成された事務検討会議（年に2・3回程度）を開催。
- また事業担当課等で構成された専門部会（年に1回以上）も開催することで、個別事業について、圏域市町村と議論。
- 実際には会議等で連携市町村から発案された「へい獣の共同処理」や「成年後見センターの共同設置」等を令和元年度から実施。



# 三大都市圏における市町村間の広域連携の事例

- 生活圏・経済圏を深く共有する相模原市、八王子市及び町田市は、令和4年度に3市圏域の地域の未来予測を作成。2040年頃に想定される課題について整理。
- また、3市における公共施設の共同管理・再編等に向けた検討や圏域全体における産官学連携体制構築に向けた検討を実施。

## 3市の地域の未来予測の作成と2040年に想定される課題の整理

- 2040年頃の行政サービスの維持・向上に影響を及ぼすと考えられる外部環境変化の整理
- 人口構造、産業構造、都市機能、財政等の現状・将来推計の分析 等

## 公共施設の共同管理・再編等に向けた検討

- モデル化検討施設の設定・視覚化による広域連携の分析・検討
- 広域連携のパターン・手順・ポイントの整理 等

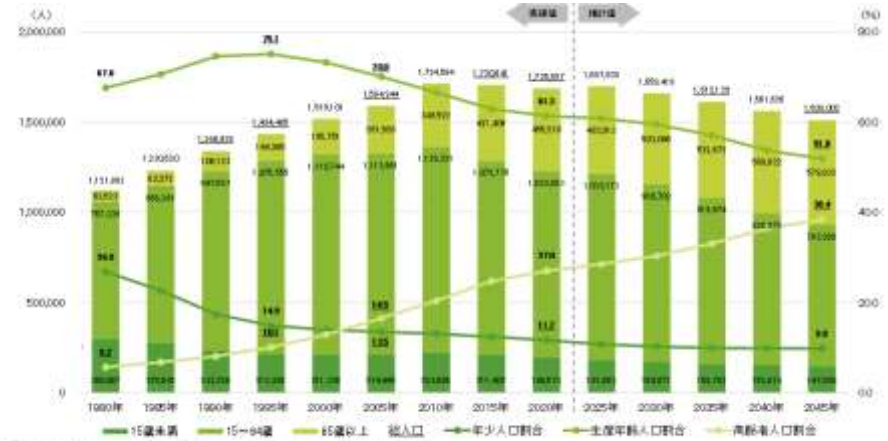
## 圏域全体における産官学連携体制構築に向けた検討

- 学生アンケート・高等教育機関アンケート、企業アンケートの実施
- アンケート調査結果を踏まえた産官学で取り組むべき施策・取組、連携体制の検討等



これらの成果を踏まえ、令和5年5月30日に3市首長懇談会で「目指す未来像」の議論をする予定。

■基礎的データの例：圏域の年齢3区分別人口・年齢3区分別人口割合の推移・推計



出典：国勢調査（1980年～2020年）、国立社会保障・人口問題研究所（2025年～2045年）  
年齢人口には年齢不詳分も含むため、年齢3区分別人口の合計と総人口が一致しない場合があります。

■想定される変化・課題の例：高等教育機関

- ✓ 高等教育機関が多いことから10～19歳の転入が多い状況であるが、少子化に伴う進学者の減少等により高等教育機関数が減少した場合、若い世代の3市への転入者数も減少する可能性がある。20～29歳の転出超過が抑えられなければ、圏域の若い世代は更に減少する。
- ✓ 産学連携が進んだ場合、大学の持つ知的リソースにより地域企業の高い潜在力が更に高められるとともに、急速なDXの動向も相まって地域産業が第二創業など新たな成長のきっかけとなることも考えられる。また、リカレント教育によりキャリアアップに繋がるような仕組みが構築できれば、都市部で活躍する人材の呼び込みなどが可能となる。
- ✓ 高等教育機関が圏域内に多数立地していることにより、地域の特色・住民のシビックプライドの源泉、地元産業や新規の企業立地の追い風となるとともに、地域における国際交流の推進、国際化への対応の直接的な拠点ともなることが期待される。



■国勢調査（令和2年）  
相模原市：725,493人  
八王子市：579,355人  
町田市：431,079人

# 核となる都市のない地域での水平的な連携の取組の事例

- 黒川圏域4市町村（宮城県富谷市、大和町、大郷町、大衡村）では、平成30年度から「住民バスの広域的利用」について調査研究を進めてきた。
- 令和4年度、圏域における将来人口や人口構成、地域の将来的な特性について整理し、圏域における広域的なバス路線再編を検討。

## 圏域における地域の現状把握及び課題の整理

- ・圏域の高齢化率や施設分布状況を整理。
- ・公表資料・データを活用するとともに、関係機関に対してのヒアリング調査を踏まえて、公共交通の利用状況等を整理。

図：黒川圏域の高齢化率及び施設分布状況

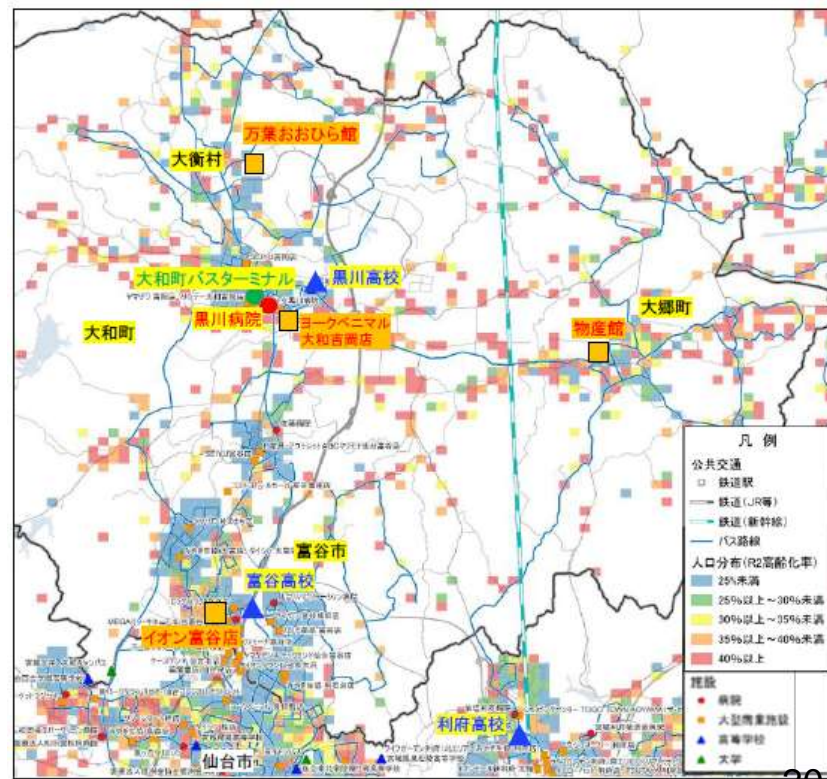
## 圏域における広域的なバス路線再編の検討

- ・圏域における地域公共交通の課題に対応する、広域連携バス運行を検討する上での基本方針を設定。
- ・基本方針に基づき、広域連携バスの運行方法、経路等について検討し、圏域全体における運行施策案を整理した。令和5年度以降も引き続き継続して取り組みを進める。



■国勢調査(令和2年)

市町村	人口(人)
富谷市	51,651
大和町	28,786
大郷町	7,813
大衡村	5,849





# 非隣接自治体間の連携の事例

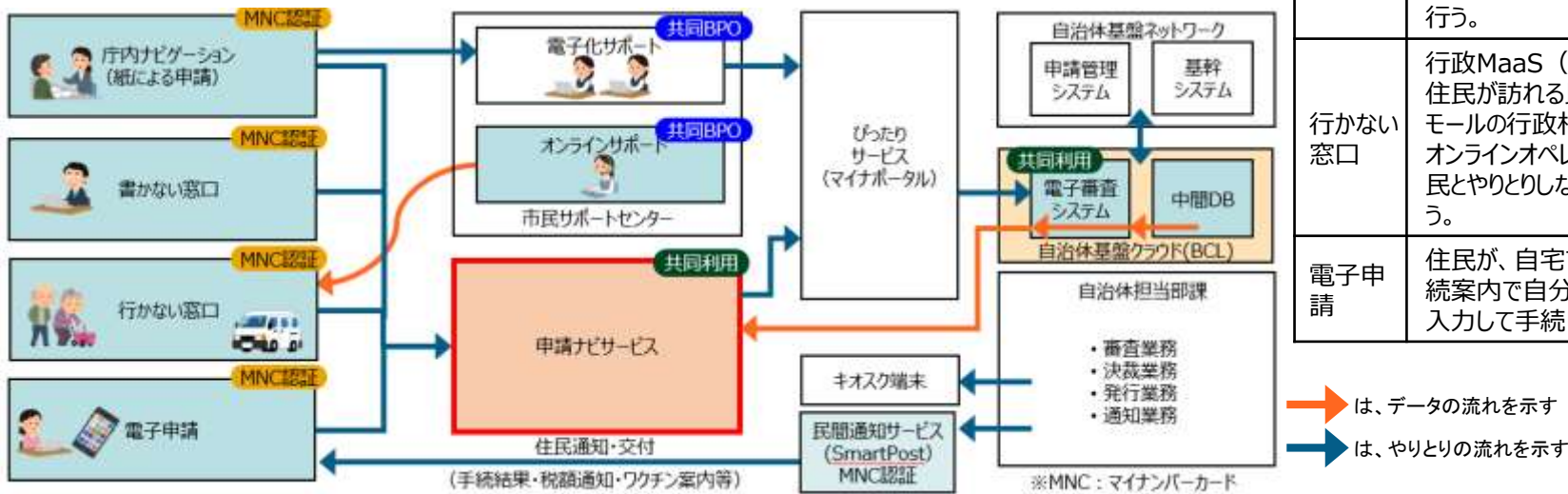
○ 愛媛県今治市、静岡県袋井市、鹿児島県阿久根市では、マイナンバーカードを活用して住民手続きの利便性を向上させるサービスを共同で活用。また市民向けのオンラインサポート等を行う市民サポートセンターを共同で外部委託することで多様な窓口サービスを提供。

## 住民窓口の多様化モデル構築事業 (愛媛県、愛媛県今治市、静岡県袋井市、鹿児島県阿久根市)

※デジタル田園都市国家構想交付金 (R4 補正予算、デジタル実装タイプ) 活用事業

- 愛媛県今治市、静岡県袋井市、鹿児島県阿久根市は、マイナンバーカードによる個人認証 (MNC認証) を活用することで、役所内外での手続きの利便性を向上。
- 手続きをしたい住民に対して、MNC認証により住民データを取得し、各個人に必要な手続きのみを案内する「申請ナビサービス」等を**共同で活用**。
- また紙での申請に対する電子化サポートや市民向けのオンラインサポートを行う「市民サポートセンター」を**共同で外部委託**することにより、右表のサービスを導入。

サービス名	概要
庁内ナビゲーション	役所ロビー等に設置されたタブレットで住民に必要な手続きを案内。MNC認証により、J-LISのコンビニ交付で利用される中間DBから個人データ (手続きに関連する基本4情報以外のデータを含) を取得し、そのデータに基づいて対応すべき手続きを案内するため、住民は自分に必要な手続きを漏れなく申請できる。
書かない窓口	MNC認証により中間DBが保持する個人データがデジタルフォームにプリセットされる。住民とやりとりしながら、職員が残りの入力の手助けを行う。
行かない窓口	行政MaaS (移動市役所)、支所、多くの住民が訪れる民間施設 (例: ショッピングモールの行政相談ブース等) に端末を設置し、オンラインオペレーターがWeb会議を使って住民とやりとりしながら手続き案内、入力支援を行う。
電子申請	住民が、自宅でスマホやPC等を操作して、手続き案内で自分に必要な手続きを特定し、情報入力して手続申請を行う。



# 都道府県による市町村の補完・支援の事例① (秋田県と各市町村)

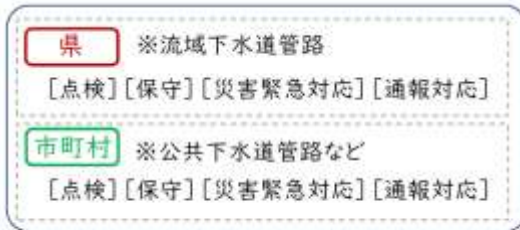
- 秋田県では、県内の一部市町村と事務の委託などにより、下水道事業を協力して推進。
- これらの既存の取組に加え、令和5年3月に県及び県内全市町村（25市町村）で、生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結し、県内全域の課題に対応。

## 既存の取組

① 県と秋田市の下水道統合(令和2年度統合完了)



② 下水道管路の包括民間委託  
 法定点検業務等を対象として、  
 包括的民間委託により対応(令和4年度～)



各々発注していた業務を大括り化し、共同発注

・県+関連7市町村で管路の包括的民間委託  
 [対象施設:約900km、期間:R4~R6]

③ 下水汚泥の広域処理

県が市町村等から「事務の委託」を受けて(平成27年2月～)、流域下水処理場内の施設で一体的に資源化(施設供用開始時期:(県北)令和2年度～(県南)令和7年度予定[下記])

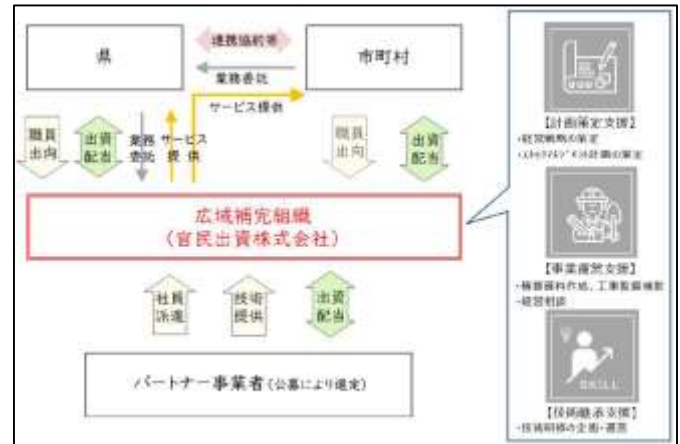


## 連携協約による取組

上記①～③のような広域化・共同化の取組は引き続き実施。  
 新たな取組として、令和5年3月に秋田県と県内全市町村で連携協約を締結。  
 県内全域における下水道事業に関する経営戦略等の計画策定や技術承継支援のため、令和5年11月に官民出資株式会社を設立予定。



- 資本金 1億円  
 (県出資額は18,210千円)
- 出資構成 県が51%  
 パートナー事業者が49%



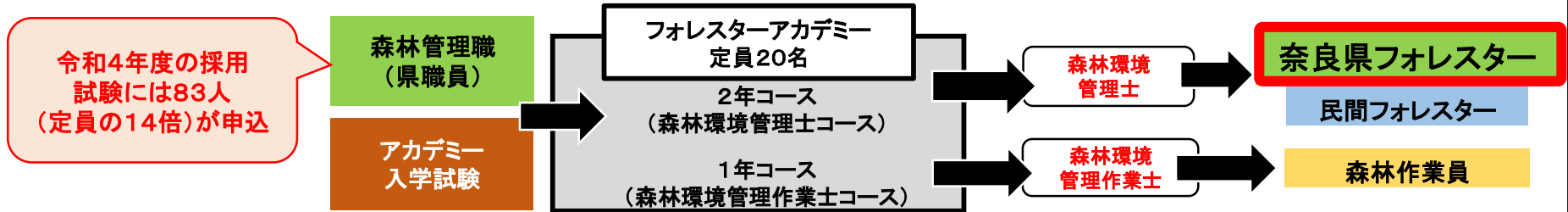


# 都道府県による市町村の補完・支援の事例②（奈良県と各市町村）

- 奈良県では、従来から都道府県による市町村の補完・支援などを進めてきた（「奈良モデル」の取組）。
- 森林・林業を担う専門人材を育成するため、令和3年度に奈良県フォレスターアカデミーを開校。卒業した県職員（「奈良県フォレスター」）が、市町村の森林環境管理業務及び県が市町村から受託した事務を担っている。

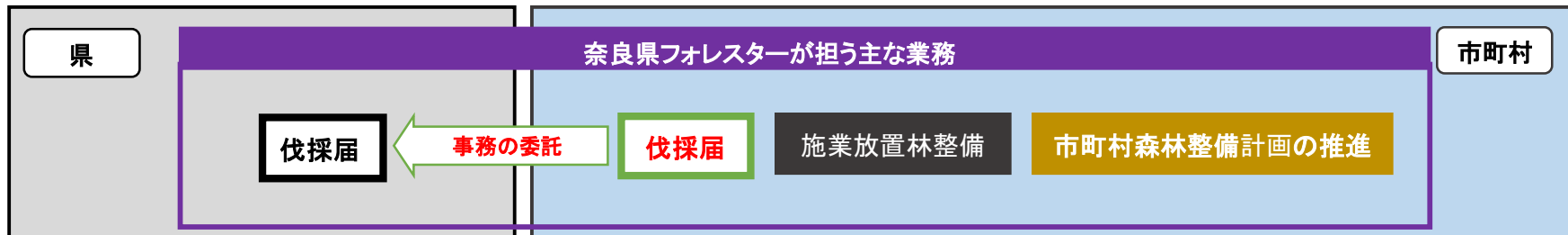
## 人材の育成

- 奈良県フォレスターアカデミーを令和3年度に開校し、奈良県の森林・林業を担う人材を養成
- アカデミーを卒業した県職員を「奈良県フォレスター」に任命し、同一の市町村に長期間派遣のうえ森林環境管理の業務に従事させる。



## 市町村との連携

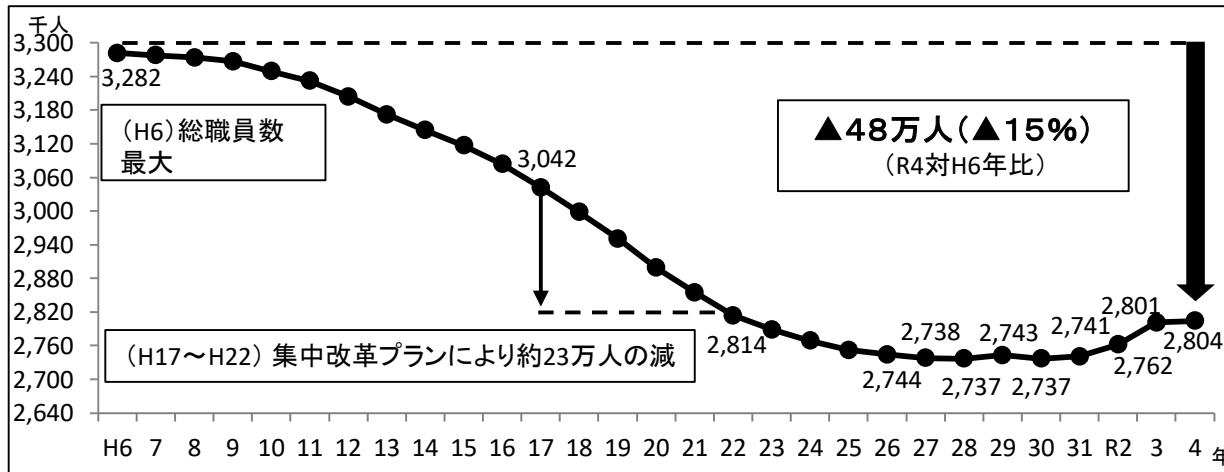
- 伐採届に関する市町村の事務を県が受託し、奈良県フォレスターがその事務に従事



# 地方公共団体の職員数の推移

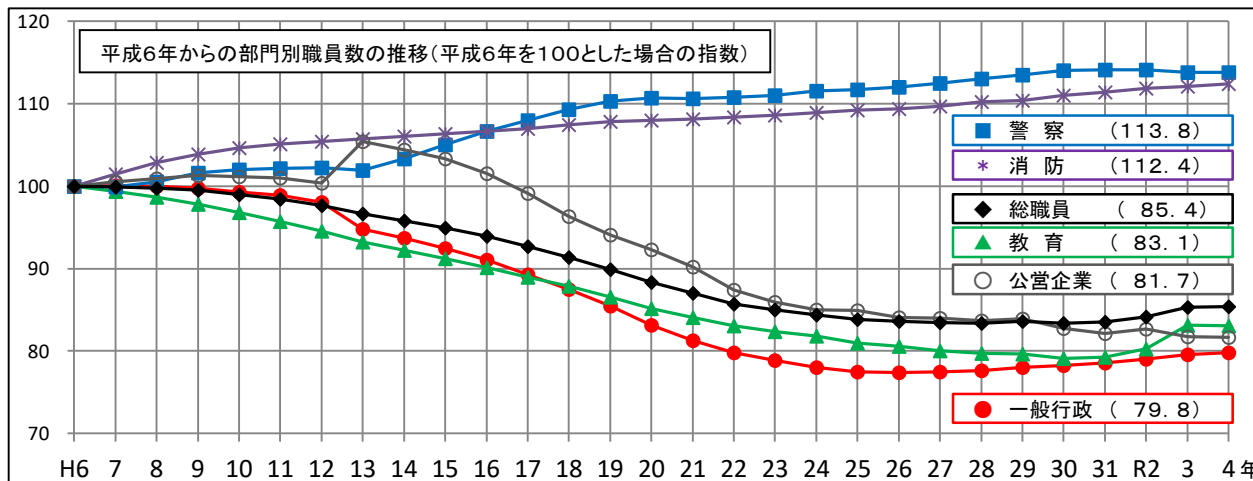
- 総職員数は、平成6年をピークとして、平成28年まで一貫して減少。その後、横ばいから微増傾向。
- 一般行政部門は、全体で▲20%減少する一方、警察部門及び消防部門は、組織基盤の充実・強化のため、平成6年以降も増加傾向。

## 1. 総職員数



- 総職員数 (令和4年4月1日現在) : 280万3,664人 (対前年 : +3,003人)
- 総職員数は、平成6年をピークとして、平成28年まで一貫して減少。その後、横ばいから微増傾向。累積で約48万人の減少。

## 2. 部門別職員数

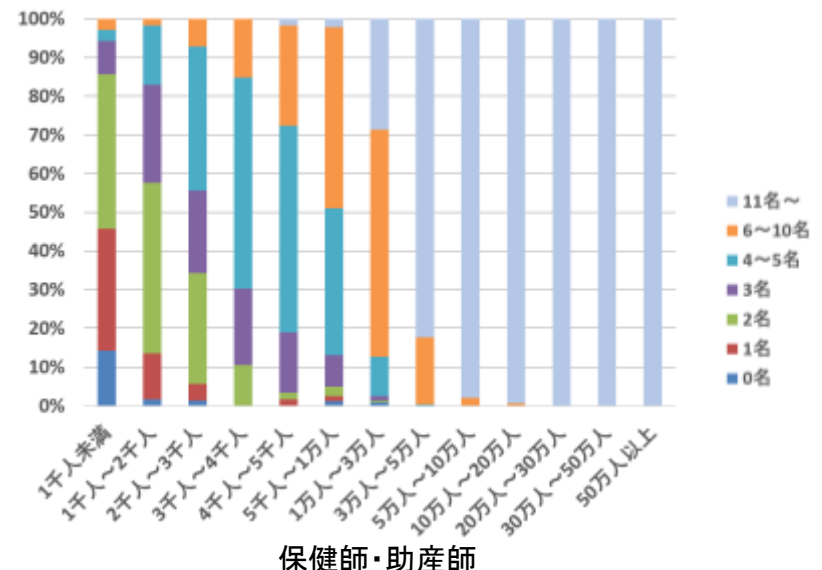
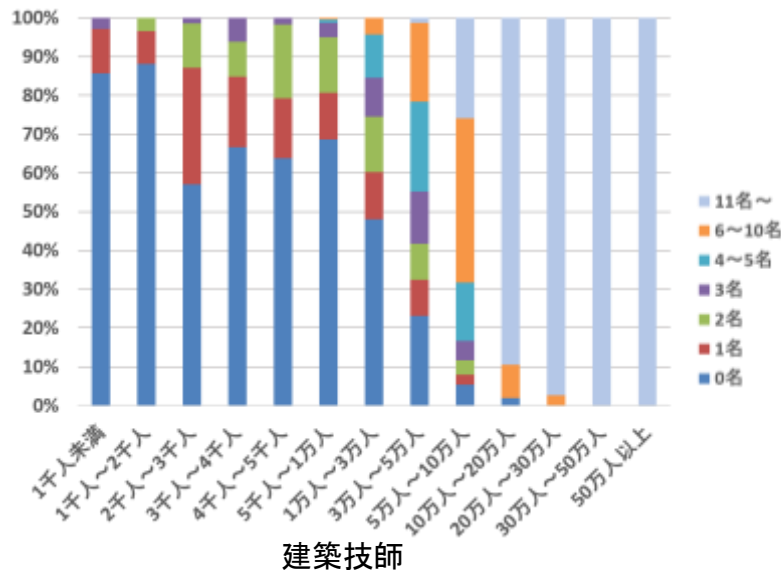
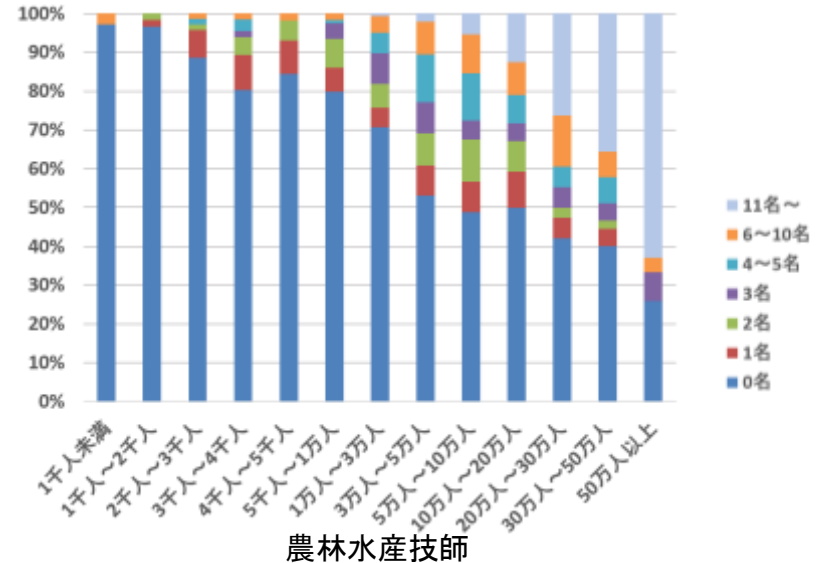
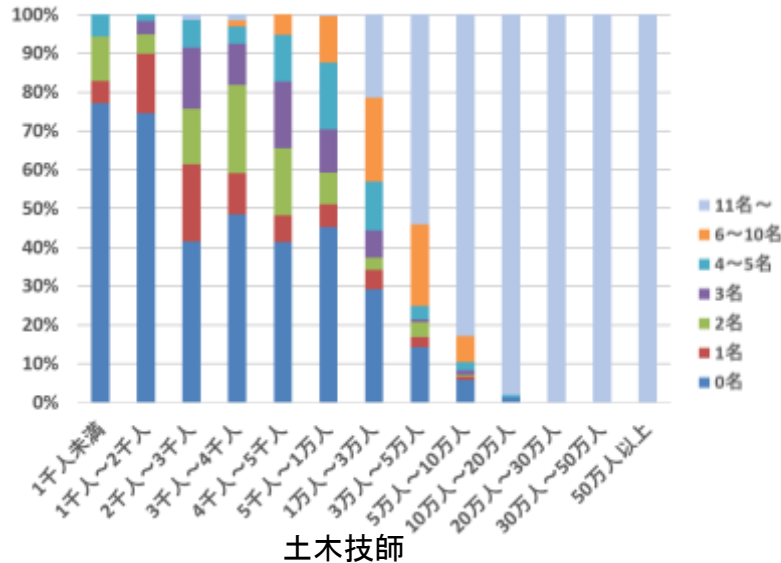


【一般行政】	
防 災	( 3 4 7 . 1 )
児童相談所等	( 2 7 4 . 5 )
福祉事務所	( 1 6 9 . 6 )
観 光	( 1 6 5 . 7 )
企画開発	( 9 0 . 6 )
総務一般	( 8 5 . 0 )
清 掃	( 4 6 . 0 )

【教育】	
特別支援学校	( 1 5 2 . 2 )
義務教育	( 8 5 . 8 )
給食センター	( 2 3 . 4 )

# 地方公務員の専門人材の状況①

○ 各施策分野に共通して、小規模市町村においては、専門職員が配置されない又は仮に配置されたとしても少人数の専門職員しか配置されていない状況が伺える。





## 地方公務員の専門人材の状況②

- 土木関連の技術職員を配置していない市町村についてアンケート調査を実施したところ、土木関連業務等については、事務職による対応や外部委託、都道府県等からの職員派遣による対応がなされている状況。
- また、上記市町村が専門職員を採用していない（できていない）理由としては、「募集しても見込みがない、採用できない」、「定員管理・人事管理上の懸念」、「財政的な課題」といった回答が見られた。

### 調査概要

令和4年度定員管理調査において、農林水産技師、建築技師、土木技師のいずれの職員もない433市町村に対し、①土木関連業務等の実施状況、②技術職員を採用していない（できていない）理由について、都道府県経由で聞き取り（調査期間：令和5年4月26日～5月12日）

### ① 技術職員がいない市町村における土木関連業務等の実施状況

主な回答	具体的な回答内容の例
事務職が対応	・専門知識のある行政職の職員（大学で技術系の専攻をしていた職員等）が土木関連業務を実施（福島県内市町村）
外部委託	・大規模事業の場合は、民間委託している（鳥取県内市町村） ・技術的レベルの高いものは、広域連合又は（公財）県建設技術センターに業務を委託（長野県内市町村）
都道府県等からの職員派遣により対応	・県からの派遣職員が業務を行っている（栃木県内市町村、徳島県内市町村）

### ② 技術職員を採用していない（できていない）理由

主な回答	具体的な回答内容の例
募集しても見込みがない、採用できない	・小規模市町村のため全体の募集人数が少なく、技術職を（事務職と）分けて募集しても応募がない（多数） ・採用しても数年で他団体や民間企業へ転職してしまう（東京都内市町村） ・民間の勤務条件が当町より優れていることが多いため、志望する人材がいないのが現状（栃木県内市町村）
定員管理・人事管理上の懸念	・定員管理の問題もあり、技術職を募集するとしても1～2人しか採用できないため、汎用性のある事務職を多く採用する方針をとっている（福井県内市町村） ・規模が小さい市町村では、配置先が限定的となって人事の硬直化を招くおそれもある技術職員の採用には消極的とならざるを得ない（岐阜県内市町村）
財政的な課題	・財政上の理由もあり、専門職をなかなか採用しづらい（徳島県内市町村） ・年間の工事数が少なく、財政的な観点からも民間委託した方が効率的（山梨県内市町村）

## ○立谷会長（全国市長会）

※下線は事務局による。

…（略）…現在大きなテーマになっていることは、小規模自治体に対する補完機能です。特に人材が足りないということです。大規模災害や、色々な問題がありますから、この人材不足に対して県と一緒に、人材確保を図ることができるようにということをずっと申し上げてまいりまして、これが考え方として進んだと思っています。これからさらに強力に進めていっていただきたい。

今、新型コロナウイルス感染症の問題がありますが、小規模自治体にとって、保健師さんの数の問題や、専門医の問題など、広域的に考えていけないといけないだろうと思っています。福島県の場合は、福島県立医科大学という大学病院があり、福島県立医科大学を頂点としたドクターの管理システムを構築しています。感染管理、これは人の管理や病床の管理ということになり、広域的な形で進めていく必要があるだろうと思っていることから、県が大きな力を発揮してもらいたいと考えております。

## ○荒木会長（全国町村会）

…（略）…第4に、技術職員の確保について、本年度から実施される市町村支援スキームは、本会としても、平時と危機管理を対応させた仕組みとして評価しております。医師、看護師、保健師等専門職種の広域的な連携調整について、さらなる国の制度改善や財政支援も含めた積極的な検討をお願いしたいと存じます。

## ○飯泉会長（全国知事会）

…（略）…特に技術職員の充実、立谷会長さんからもお話がありました、こうした点につきましても、実は都道府県においても土木、建築、あるいは農業土木、また林業など、職員の確保が特に大都市部では大変厳しい状況となっているところであります。そうした意味で、人材確保が進むような制度、そうしたインセンティブなどをぜひお考えいただきたいと思います。

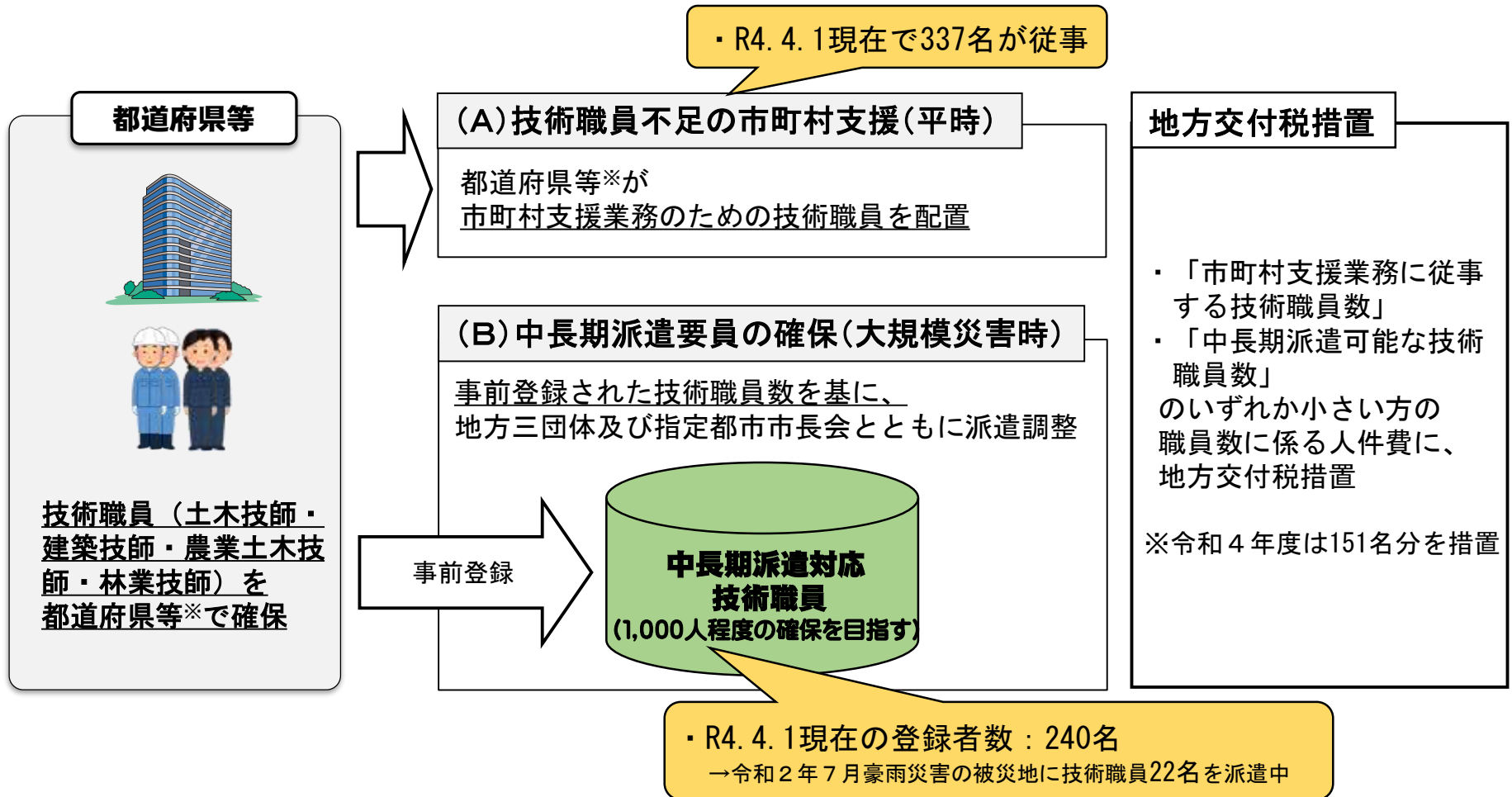
## ○野尻会長（全国市議会議長会）

都道府県補完による専門人材の育成・確保につきましては、多発激甚化する災害対応、多岐にわたり拡大する広域連携などを踏まえれば、分野別に優れた専門家の確保は喫緊の課題であります。積年の公共事業削減の影響で、特に土木技術者不足は深刻であります。大分市は幸い土木技術者などの層が厚く、逆に都道府県を支援している立場にあります。一般的には、市町村単独では専門人材の育成・確保には限界があります。都道府県が最優先で補完行政を発揮する場面が現れてくると思います。

しかし、都道府県によっては人材が不十分で市町村の期待に応えられない面があります。職員削減の行革もやめるべきであります。本年度から人材確保に向け交付税措置が講じられたことにつきましては、さらなる充実を要望いたします。都道府県と関係市町村が一緒に多様な専門人材を地元で計画的に養成するシステムを考えるべきであります。地域の未来をデザイン、関係機関を調整する民間人材の養成も重要であります。国の支援が必要だと思っています。併せて、大災害時などを想定し、都道府県の枠を超えた全国的な専門人材の融通システムについても、政府と地方六団体がこれまで以上に一体となって、対応を強化すべきであります。

# 復旧・復興支援 技術職員派遣制度（令和2年度～）

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化。
  - さらに、大規模災害時において、特に、技術職員の中長期派遣のニーズが高い状況。
- ➡ 都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組み。



※市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を確保・配置する市町村を含む

# 「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」における市町村支援業務について

- 総務省が実施したアンケート調査では、市町村から、都道府県が行うさまざまな市町村支援について、業務の円滑化や人材育成の促進等の面で評価する声が聞かれた。

## 調査概要

都道府県及び市町村に対し、市町村支援業務の内容(令和2年度以降の実績)等について調査(調査期間:令和5年4月26日~5月12日)

### ① 市町村支援を行う都道府県職員の身分について

- 市町村支援は都道府県の事務であり、回答があった27都道府県全てにおいて、都道府県職員の身分で実施されていることが確認された。

### ② 制度創設後の都道府県による市町村支援の充実内容(都道府県回答)

主な回答	具体的な回答内容の例
市町村ごとの担当者・市町村支援グループ等の設置	グループ名を「積算管理グループ」から「積算・市町支援グループ」に変更し、技術職員を増員した上で市町支援を担当する技術職員を配置して体制を強化。(香川県)
市町村への職員派遣の拡大	毎年、市町支援のための技術職派遣を拡大(R2:4名→R5:13名)(福井県)
研修等の増加・充実	建築関係技師が不在の町村に対し、施設の維持保全業務に関するニーズについてアンケート調査を行い、その内容に沿い、点検方法について、研修会にて業務のやり方や実地による研修と意見交換会を開催。(鳥取県)
市町村管理施設に係る県の事業受託	県内3町から、橋梁点検業務及びその発注関連業務を受託するとともに、令和4年度から1町の橋梁修繕詳細設計委託業務を受託。(徳島県)

### ③ 都道府県による市町村支援に対する感想(市町村回答)

主な回答	具体的な回答内容の例
相談窓口の明確化・一本化による相談ハードルの低下	市町村に対する助言の窓口が一本化され、気軽に相談することができる。(岡山県内市町村)
市町村職員の人材育成促進	・市町村では行うことができない研修などによる技術力の向上。(福岡県内市町村) ・県職員がきてもらえるので、役場内での知見の継承、人材育成に有効。(福井県内市町村)
円滑な事業実施やノウハウの習得	・派遣された県職員が市町職員に指示し、自らも業務を担当しながら国や関係機関と協議・調整を円滑に進め、大規模な公共工事を円滑に進めることができた。(福井県内市町村) ・検査方法について、県職員から教わることで、町単独で実施できるようになった。(高知県内市町村)



# 地方公共団体のデジタル人材の確保に係る地方財政措置（令和5年度～）

- 都道府県等がデジタル人材を確保し、市町村におけるデジタル化の取組を支援する場合、そのための人材確保経費等に対し令和5年度から特別交付税措置を講ずる。

## 特別交付税措置の概要

### ○ 対象経費

- ・ **都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援**のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の**人件費**、民間事業者への**委託費**等
- ・ 上記の経費の一部につき**市町村の負担金**が生じる場合の当該**負担金**

#### 市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
  - ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
  - ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
  - ・ データ利活用に関する助言
  - ・ 人材育成（研修企画・講師等）
  - ・ セキュリティ研修・監査支援
- 等

### ○ 措置額

- ・ 対象経費に**0.7**を乗じた額

### ○ 対象期間

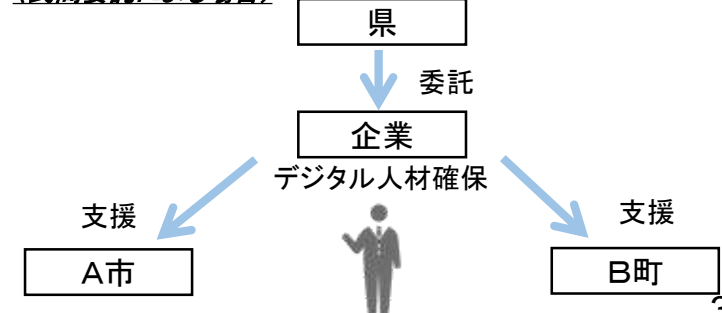
- ・ **令和7年度**まで（「自治体DX推進計画」の計画期間と同様）

### <都道府県による市町村支援（イメージ）>

（職員として採用する場合）



（民間委託による場合）



# 県と市町村の連携による専門人材の共同確保の検討（長野県）

○長野県及び県内市町村では、定例的に開催している「県と市町村との協議の場」を活用し、単独の市町村では確保が困難な専門人材のうち、特に「保健師」「保育士」について、共同で確保するための仕組みを検討中。

## 経緯

### ■市町村における医療・保健・福祉等人材確保ワーキンググループ（平成27年12月～平成28年11月）

- ・13市町村と県で構成、「保健師」「保育士」を中心に対応策を検討
- ・共同での情報発信、人材バンクの設置、新人職員等の教育体制の充実、処遇・採用条件・採用試験等の見直しといった取組の方向性をとりまとめ（右図）
- ・共同採用試験や採用人事の一元化については中長期的な検討が必要とされた

### ■副市町村長を対象としたアンケート調査（令和4年7月～8月）及び懇談会（同年10月）

- ・アンケートの結果、町村部を中心に「保健師」「保育士」「土木技師」等の確保・育成が課題との回答
- ・懇談会では、「小規模市町村では、専門職の採用はハードルが高い」「保健師・保育士は、市町村単独で募集しても応募がなく、採用に至らず危機感」「産休・育休に係る代替職員など、一時的に雇用する職員の確保に苦慮」等の課題が指摘

### ◆「市町村における医療・保健・福祉等人材確保検討ワーキンググループ」とりまとめ（H27.12～H28.11）

資料1-3

#### 検討の経過

- 13市町村と県で構成するワーキンググループで、各当事者の課題を把握しながら対応策を検討
    - ・ワーキンググループの開催（計8回）
    - ・アンケート調査の実施（市町村を対象に2回、市町村採用の新人保健師を対象に1回）
- ＜構成員＞ 市町村：「県と市町村との協議の場」出席市町村の担当課長  
県：関係部担当課長等（企画総務部、県民文化部、健康福祉部、教育委員会） オブザーバー：県市長会、県町村会

#### 取組の方向性

- 共同での情報発信（保健師）  
⇒専用サイトや合同ガイダンスなどの取組をさらに拡大し、認知度を高めることで、市町村保健師として働くことを希望する者の掘り起こしを図る。
- 人材バンクの設置（保健師、保育士）  
⇒潜在有資格者や転職希望者に関する情報収集、採用情報の提供、市町村とのマッチングを一元的に扱う人材バンクの設立に向けて検討を進める。（H29.5月 保育士人材バンク設置）
- 新人職員等の教育体制の充実（保健師、保育士）  
⇒信州母子保健推進センターの体制充実による技術支援・助言及び、県主催の保健師研修を養成校との連携で、より実践的な内容に充実させるとともに、市町村においても育成トレーナー制度の活用などで、教育体制の強化に取り組む。  
⇒保育士・幼稚園教諭等の資質向上に向けた系統的な研修実施に取り組む。
- 処遇、採用条件、採用試験等の見直し（保健師、保育士）  
⇒各市町村において、給与等の処遇の改善、採用条件の緩和、試験日の改善等、できるところから見直しを実施する。

#### 中長期的な検討

- 人事の一元化等  
市町村への意向確認では、共同採用試験や採用人事の一元化については、「取り組みたくない」、「必要性を感じない」という消極的な意見が過半。

✓共同での採用試験や採用人事の一元化については時期尚早と思われるため、当面は共同発信などの取組による効果を見つつ、必要に応じて改めて検討

（出典）長野県「第24回 県と市町村との協議の場」（令和4年10月27日）資料

## 現在の検討状況

○令和4年12月に、「県と市町村との協議の場」の中に副市町村長16名と県とで構成する「専門職員の確保プロジェクトチーム」を設置。

○まずは、過去に検討の土壌があり、早期に着手可能な「保健師」「保育士」について部会を設置し、県・市町村間や市町村同士との連携による具体的な対応方策等を検討中。これまでに部会を2回開催し、今後、「県と市町村との協議の場」において対応策(案)を報告予定。

# 市町村間の連携による専門人材の採用試験の共同実施の事例（長野県飯田市ほか）

○ 南信州広域連合を構成する14市町村のうち、令和6年度に保健師の採用を予定している飯田市及び5町村（まつかわまち松川町、ねばむら根羽村、しもじょうむら下條村、うるぎむら売木村、てんりゅうむら天龍村）では、人材確保を目指し、採用試験を共同で実施。

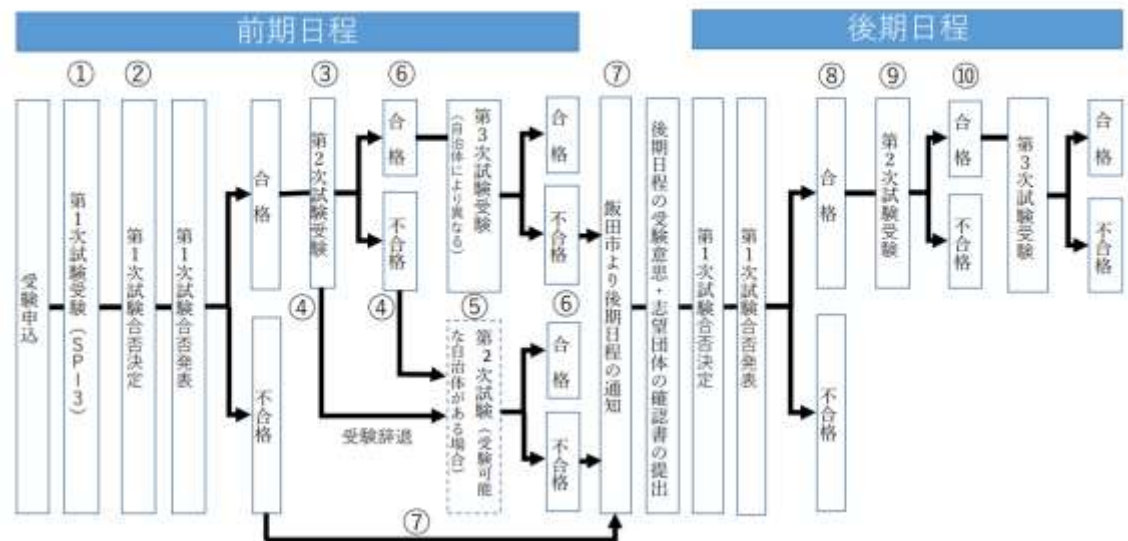
## 共同での採用試験（保健師）の概要

（出典）「令和5年度南信州圏域市町村職員採用共同試験実施要綱【令和6年4月採用 行政保健師】」を基に事務局作成

- 6市町村は第1次試験を共同で実施
- 受験者は志望する自治体を、最大で参加自治体数（第6志望）まで選択して受験の申込が可能。第1志望の自治体に合格しなかった場合でも、第2志望以下の自治体が受験可能であれば、当該市町村の第2次試験（各市町村で実施するもの）を受験することが可能
- さらに後期の募集があれば、もう1自治体への受験が可能

採用の区分	自治体名	採用予定人数
行政保健師	飯田市	3人
	松川町	若干名
	根羽村	1人
	下條村	1人
	売木村	1人
	天龍村	1人

【試験の流れ】



# 「地域の未来予測」について

- 市町村が持続可能な行政サービスを提供していくためには、行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題を見通すことが重要であり、第32次地方制度調査会の答申において、「地域の未来予測」の作成と「目指す未来像」の議論の重要性が盛り込まれた。
- 令和2年から令和3年にかけて開催した「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ」の議論を踏まえて「地域の未来予測」の要件等を整理。特に、複数の市町村での共同作成も有効と考え、令和4年度から地方財政措置を講じている。

## 「地域の未来予測」とは

- ・従来の一般的な計画等では十分着目されてこなかった地域の課題に気付きを与えるもの
- ・「地域の未来予測」については直感的に分かりやすくするための工夫が必要
- ・「地域の未来予測」を作成すること自体が目的ではなく、当該「地域の未来予測」を踏まえて住民等に積極的な参加を促しながら「目指す未来像」を議論し、その結果を様々な政策や計画に反映していくことが重要として周知。

### 【要件】

- それぞれの地域が、「目指す未来像」の議論の材料となる重要な将来推計のデータを、客観的かつ長期的な視点で整理したもので、以下の要件を満たしたもの
  - ① それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的な(概ね15年から30年先までの)変化・課題の見通しを、客観的なデータを基にして整理したものであること。
  - ② 分野横断的な指標として、各分野の推計の前提となる人口や人口構造の変化及び施設・インフラの老朽化等に関して長期的な将来推計を行ったものであること。
  - ③ ②を踏まえて複数の分野についての長期的な変化・課題の見通しを整理したものであること。

### 【作成単位】

- 市町村、あるいは推計データの入手が可能であれば市町村における一部の地域を単位として整理することも考えられるが、複数の市町村で共同で作成することも有効

### 【分野】

- 人口や人口構造の変化及び施設・インフラの老朽化等の影響を大きく受ける分野のうち、人口等を基礎として長期見通しの推計が可能な分野であって、施設・インフラをはじめとしたサービス提供体制の見通しに長期的な視点での検討が必要な分野
- 具体的には、例えば、i 子育て・教育、ii 医療・介護、iii 公共交通、iv 衛生、v 防災・消防、vi 空間管理等が考えられる。



# (参考) 地域の未来予測に関する検討ワーキンググループについて

## 構成員・開催実績

- ・学識経験者3名、地方公共団体職員6名(千葉県、神奈川県、大阪府、北海道、宮城県仙台市、京都府舞鶴市)の計9名で構成
- ・令和2年から計4回開催し分野や指標の検討等のほか、地方公共団体に意見照会を実施し、令和3年3月に報告書を取りまとめた。

## 検討内容

- ①「地域の未来予測」のあり方: 基本的な考え方ははじめ、これを踏まえた地域における「目指す未来像」の議論のあり方等について検討
- ② 分野・指標: 「地域の未来予測」として行政需要や経営資源に係る長期的見通しを作成することが考えられる分野・指標の例について検討
- ③ 推計方法 : 指標の例ごとの推計方法の例について、既存の各種推計の手法との関係を含め検討

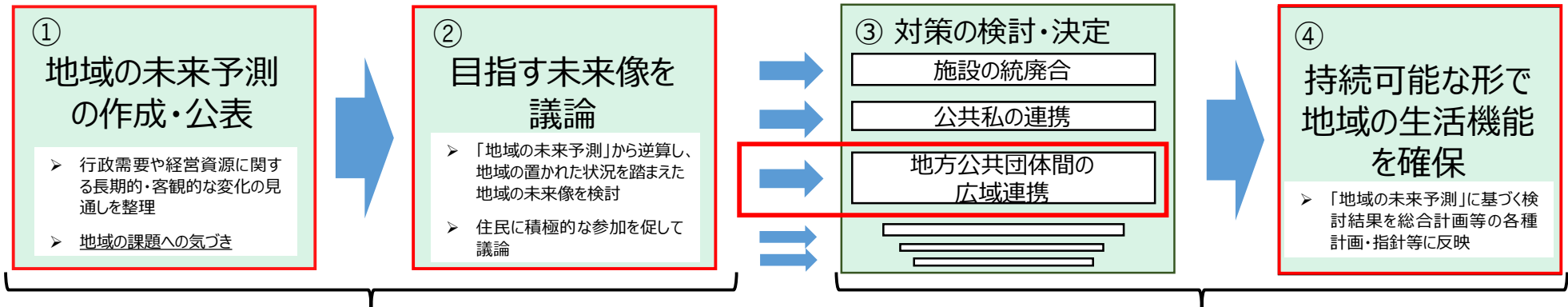
## 分野及び指標の例

分野の例	指標の例・参考事例(抜粋)
人口	総人口/85歳以上人口/75歳以上人口/65歳以上人口/生産年齢人口/年少人口/高齢化率/町丁・字別人口/メッシュ別人口 【参考事例】 世帯数/メッシュ別人口/町丁目・字別人口
施設・インフラ	耐用年数を超える施設数・割合/公共施設・インフラ資産の更新時期及び面積/各種施設等の位置情報/メッシュ推計 【参考事例】 生活サービス施設800m圏等の人口カバー率/公共施設の更新費用/生活サービス施設の徒歩圏内人口密度・500m商圏人口
子育て・教育	0～5歳児数/3～5歳児数/小学生数/中学生数 【参考事例】 保育所需要/幼稚園需要
医療・介護	医療需要/介護需要/介護サービスの見込み量 【参考事例】 医療需要/介護需要/要介護等認定者数/認知症有病者数
公共交通	目的別輸送需要/年齢別各交通手段の利用者数 【参考事例】 バス停圏域人口/公共交通路線網と人口密度・人口増減率・高齢化率
衛生	有収水量(生活用水)/ごみ発生量(家庭系ごみ) 【参考事例】 有収水量/ごみ発生量
消防・防災	避難行動要支援者数/救急搬送人員 【参考事例】 救急搬送人員
空間管理	【参考事例】 空き家数/農地面積/森林面積

# (参考)「地域の未来予測」に基づく広域連携の推進

- 「地域の未来予測」に基づく広域連携の推進のため、「地域の未来予測」に基づく広域連携推進要綱を作成・発出し、「地域の未来予測」を共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費に対する特別交付税措置を令和4年度から創設。

## <「地域の未来予測」に基づく広域連携のフローイメージ>



### I 「地域の未来予測」の共同作成及び「目指す未来像」の議論に要する経費への特別交付税措置 (措置率0.5／対象経費の上限額(1市町村あたり)500万円)

(想定される主な経費の例)

- 「地域の未来予測」の共同作成に要する経費
  - ・ 地域課題の調査・分析経費
  - ・ 調査結果に基づく報告書の作成経費 等
- 「地域の未来予測」を踏まえた「目指す未来像」の議論に要する経費
  - ・ 「地域の未来予測」を活用したWSの開催経費
  - ・ 「地域の未来予測」の住民説明に要する経費 等

### II 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組のうちソフト事業に要する経費への特別交付税措置 (措置率0.5／対象経費の上限額(1市町村あたり)1,000万円) ※「地域の未来予測」の公表から3年以内に実施するソフト事業に限る。

(想定される主な経費の例)

- 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組の検討に要する経費
  - ・ 連携事業の実施のために必要な調査分析経費
  - ・ 連携事業の検討会等の開催経費 等
- 広域連携の取組のうちソフト事業の実施に要する経費
  - ・ システム改修費
  - ・ 連携事業に関する住民説明に要する経費 等

※ 連携中枢都市圏や定住自立圏内の市町村が圏域外の市町村と共同で、「地域の未来予測」の作成やそれに基づく広域連携の取組等を行う場合には、本特別交付税措置の対象となる。

# 「地域の未来予測」の作成事例①

○ 第3 2次地方制度調査会の答申以降、新潟市では、総合計画（2023～2030年）の策定に向けた参考とするため令和4年3月に「地域の未来予測」を公表。

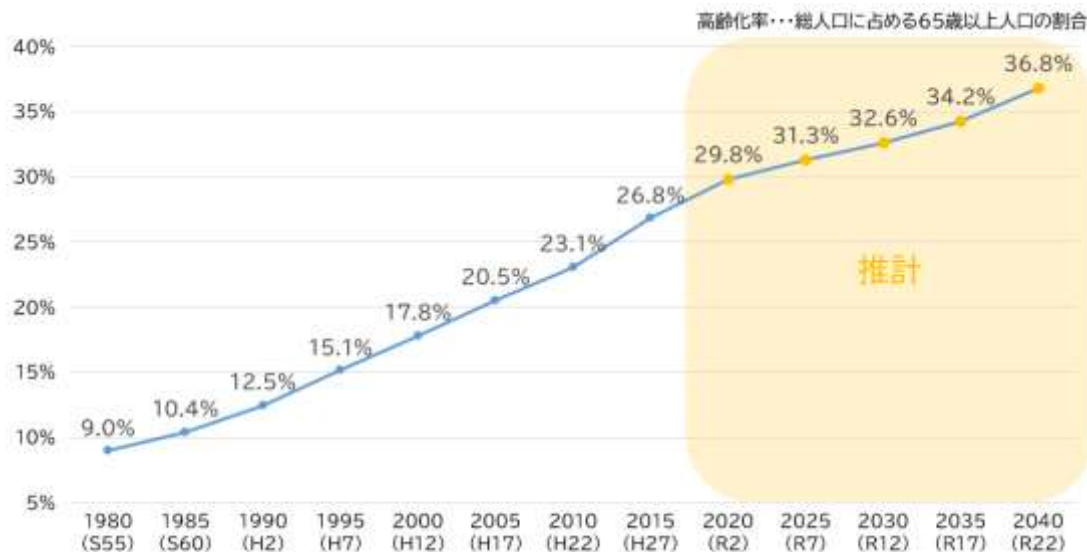
## 新潟市

### 推計結果の概要(高齢化率)

- ・高齢化率は2040年には36.8%まで上昇し、3人に1人以上が高齢者となる。

### 想定される変化・課題

- ・移動手段に関する需要の変化など、高齢化に関連した課題が顕在化することが想定される。
- ・社会保障関連費用が増加するほか、高齢者向けサービスの需要が増大する。



### 推計結果の概要(橋りょうの老朽化割合)

- ・建設後50年を超える橋りょうは、2021年から2041年にかけて急激に増加する。

### 想定される変化・課題

- ・老朽化するインフラ施設の増加に伴い、点検・維持補修にかかる人材の不足やコストの増加が懸念される。



## 「地域の未来予測」の作成事例②

- 京都府北部5市2町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町並びに与謝野町）では、2015（平成27）年の「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」以降、それぞれの強みや個性を生かしながら、連携と協力により役割分担と機能強化を図っている。
- 京都府北部圏域が将来にわたり持続可能な圏域であるためには、客観的なデータに基づき連携事業を検討・展開していくことが重要であるとの認識のもと、「地域の未来予測」を策定し、令和5年2月に公表。

### 京都府北部地域連携都市圏

#### 推計結果の概要 （焼却処理施設）

・ 2040年頃には半数以上の施設が大規模改修時期を迎える。

#### 想定される変化・課題 （焼却処理施設）

・ 人口減少、廃棄物の分別・資源化により処理施設の規模が相対的に過大となり、施設効率の低下と長寿命化に係る改修コストの増大が懸念される。

【施設・インフラ】各種施設等の更新・位置情報（焼却処理施設）



市町	竣工年	経過年数 (2040年時点)	延床面積 (㎡)	備考
福知山市	2000年	40年	3,967	
舞鶴市	1983年	57年	3,672	大規模改修2019年～54年
綾部市	2002年	38年	6,102	
宮津市	2020年	20年	5,287	宮津与謝クリーンセンター
京丹後市	2002年	38年	3,571	2017年改修済 延べ床面積はリサイクルプラザ・ストックヤード除く
伊根町	2020年	20年	5,287	宮津与謝クリーンセンター
与謝野町	2020年	20年	5,287	宮津与謝クリーンセンター



# 「地域の未来予測」を作成していない自治体の声

- 令和4年度に総務省が全国各地で行った意見交換会の際に実施したアンケートにおいては、「地域の未来予測」を作成していない理由として、作成の意義は理解するものの、具体のイメージがわからない、ノウハウや手順がわからない、作成する余裕がないといった声があった。

## 地域の未来予測を作成していない理由（主なもの）

※令和4年開催の意見交換会におけるアンケート結果に基づき作成

- ・ 作成のイメージがわからないため、先進地として取り組んでいる地域について、事例を紹介いただきたい。
- ・ 将来の見通しを整理したうえで、地域住民も含めた地域の関係者とビジョン、課題を共有することは重要であると理解はしているが、一方で多種の分野の将来を推計するには算出方法など専門的知識も必要であることから、容易に作成できないと考える。
- ・ 作成に関するノウハウが不足しているため。
- ・ 地域の未来予測を広域で作成する手順がわからない。
- ・ 地域の未来予測の必要性は感じるが、直近の業務にしか手が回らず、作成する余裕がない。
- ・ 現在の定住自立圏での枠組みの中で人口ビジョンや医療体制等の把握ができているため、必要性を感じない。

# 「地域の未来予測」作成に向けた都道府県による支援の例

- 熊本県は、「地域の未来予測」作成に関して、市町村の求めに応じ交付金により支援。
- 沖縄県は、「地域未来予測」の作成に係る必要な経費を含む、広域連携に向けた連携検討・連携実施を補助。

## 令和5年度 熊本県市町村行政サービス維持向上支援交付金

### 【概要】

市町村の「地域の未来予測」の作成を促すとともに、「地域の未来予測」を踏まえ今後必要となる方策や、地方行政体制の強化に向けた取組に必要な経費を支援。

→熊本県による直近アンケートでは、県内3市町が令和5年度活用予定と回答。

### 【交付対象団体】

- ・市町村における行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを整理する「地域の未来予測」を作成予定の市町村。
- ・「地域の未来予測」を踏まえ今後必要となる方策や、地方行政体制の強化に向けた取組を予定している市町村。

交付対象事業	補助率・交付上限額
(1) 「地域の未来予測」作成	補助率 $\frac{1}{2}$ 補助上限額 <u>1,000千円</u>
(2) 「地域の未来予測」を踏まえた今後必要となる方策の整理 ① 地方行政のデジタル化推進 ② 公共私連携推進 ③ 市町村間の広域連携推進	補助率 $\frac{1}{2}$ 交付上限額 <u>1,000千円</u>
(3) 地方行政体制の強化に向けた取組み	補助率 $\frac{1}{2}$ 交付上限額 <u>2,500千円</u>

## 令和5年度 沖縄県市町村広域連携支援事業

### 【概要】

複数の市町村の広域連携に向けた連携検討・連携実施や「地域未来予測」の作成に係る必要な経費を支援。

### 【交付対象団体】

地域の未来予測の作成や新たな広域連携を目指す複数の市町村及び一部事務組合。

- ・市町村の課題に応じた広域連携
- ・「地域の未来予測」に基づく広域連携

行政体制の整備・強化  
持続可能な形で地域の生活機能を確保

### 補助内容

#### ○補助対象事業

新たな広域連携に向けた目指す複数の市町村及び一部事務組合を対象に下記の事業について補助する。

#### ①連携検討事業（最大2年度）

補助率：初年度10/10、2年目3/4（地域の未来予測の取組に該当する場合は初年度、2年目1/2）  
上限額：500万円

#### ②連携実施事業（初年度限り）に要する経費

補助率：3/4（地域の未来予測の取組に該当する場合は1/2）  
上限額：500万円

※離島市町村（鳳島除く）が参画する事業の場合は、知事と協議の上、上限額に1市町村あたり必要額を加算することができる。

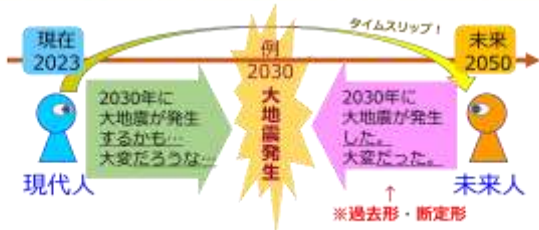
# (参考) フューチャー・デザインについて

- 客観的なデータに基づく「地域の未来予測」を踏まえた上で、公共私のみならずさまざまな主体により「目指す未来像」を議論する際に有用と考えられる取組として、「フューチャー・デザイン」の考え方がある。
- 「フューチャー・デザイン」は、人々が将来可能性（現在世代が自分の利益を差し置いても、将来世代の利益を優先する可能性）を発揮できる社会のデザイン及びその実践であり、近視眼的・楽観的に物事を捉えがちな人間の特性により、政策決定において、将来世代の利益が反映されづらい傾向を回避するために有用な考え方。
- 具体的な実践においては、ワークショップ参加者が「仮想将来世代」として「未来人」になりきり、将来の視点から現在の問題を考える手法がある。

## 未来人ロールプレイのコツ (1/3)

### 話し方を変えて「なり切る」

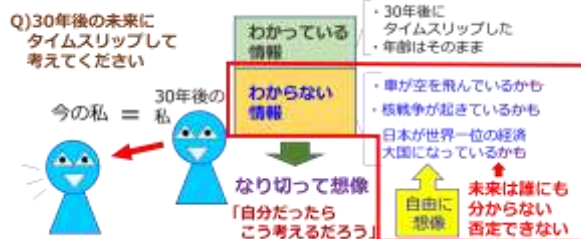
- ① 未来から見て、過去のことは「過去形・断定形」で話す【時制】



## 未来人ロールプレイのコツ (2/3)

### 思考を変えて「なり切る」

- ② わからない部分は【想像力】「自由にイメージ」してよい



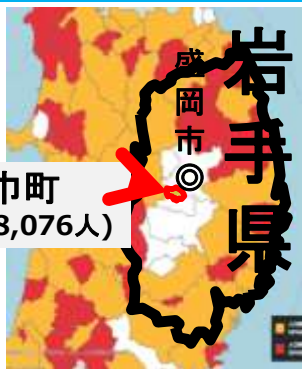
## 未来人ロールプレイのコツ (3/3)

### 見た目を変えて「なり切る」

- ③ 未来に飛ぶ「アイテム」を使う【視覚】



## 岩手県矢巾町の事例



- 岩手県矢巾町では、住民参加による水道事業の勉強会(平成24年)や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定(平成27年)、総合計画策定のためのワークショップ(令和元年)、財政教育ワークショップ(令和3年)など、さまざまな場面で「フューチャー・デザイン」を実践。

### ○ ワークショップの参加者からの主な意見

- ・未来人になって考えてみることで、様々なアイデアを思い浮かべやすかった。
- ・仮想将来世代になりきることによって、現世代のときよりも会話が弾んだ気がした。
- ・未来にいるつもりで考えることによって、より具体的に「将来のために」という視点で考えることができた。
- ・最初にグループ内でアイデアを出した時は、暗い話題が多かったが、どうしたら活性化するかという明るい考え方に変化していった。





# ポストコロナにおける地方公共団体相互間の連携・協力

## 検討の視点

- 地方公共団体は、人口減少・高齢化等の人口構造の変化等に伴う資源制約に的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供し住民の暮らしを支えていく必要があるが、コロナ禍を経て深刻化している変化・課題もあることを踏まえると、より多くの市町村が「地域の未来予測」を作成して行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題を見通し、さまざまな主体が、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要ではないか。
- 連携中枢都市圏・定住自立圏の形成は、いずれも相当程度進捗している。今後は、それぞれの圏域における、合意が容易でない重要課題についての積極的な議論と合意形成、連携市町村の参画・意見反映の担保等、取組の更なる深化が求められるのではないかと。また、デジタル技術の活用は、経済成長の牽引や都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上といった取組の深化のみならず、共・私の担い手の積極的な参加促進にも有用と考えられるのではないかと。
- 住民の日常生活の範囲が市町村の区域を越えて広がっている地域や、市町村間の広域連携を視野に入れている地域においては、「地域の未来予測」の共同策定や「地域の未来予測」を踏まえた連携事業に取り組んでいくことが重要ではないかと。
- 都道府県には、引き続き、市町村の自主性・自立性を尊重することを基本としつつ、個々の市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じて、きめ細やかに補完・支援を行う役割を果たしていくことが求められるのではないかと。
- 技術職員等の専門人材については、市町村が独自に確保・育成することを原則とするものの、特に小規模な市町村を中心に、専門人材の確保が大きな課題として認識されている。今後、小規模市町村に限らず、多くの市町村において、専門人材の確保がますます困難になっていくであろう状況を踏まえると、今後は都道府県や連携中枢都市等に期待される役割が一層大きくなっていくのではないかと。



1. **ポストコロナの経済社会における地方公共団体間の連携・協力**

2. **ポストコロナの経済社会における公共私連携**

# 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

## 1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化  
「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- **新型コロナウイルス感染症**への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

### 目指すべき地方行政の姿

**地方行政のデジタル化（→2）** → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進  
**公共私連携（→3） / 地方公共団体の広域連携（→4）**

- 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現
- 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

**地方議会（→5）**

- 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

## 2. 地方行政のデジタル化

（略）

## 3. 公共私連携

✓ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

### ① 連携・協働のプラットフォーム構築

- 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築
- 民間人材と地方公務員の交流環境の整備  
（例：多様な任用形態・兼業許可の活用等）

### ② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度（自治会による不動産保有のための法人制度）を再構築
- 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援  
（例：地域運営組織・集落ネットワーク圏、地域おこし協力隊・企業人）

## 4. 地方公共団体の広域連携

（略）

## 5. 地方議会

（略）

# 自治会・町内会等（地縁による団体）について

- 「地縁による団体」とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」をいう（自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など）。
- 全国調査によると、平成22年度から令和2年度まで毎年度の自治会等の加入率を世帯単位で把握している600市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）の推移は、平成22年度に78.0%であったのが、令和2年度では71.7%となっており、6.3ポイントの低下となっている。
- 「地縁による団体」が、地域的な活動を円滑に行うため、権利能力（法人格）を取得する制度として、地方自治法の規定に基づく認可地縁団体制度がある（団体数：51,030団体）。

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
団体数	131,679	67,869	17,937	4,960	3,426	37,098	33,831	296,800
構成比	(44.4)	(22.9)	(6.0)	(1.7)	(1.2)	(12.5)	(11.4)	(100.0)

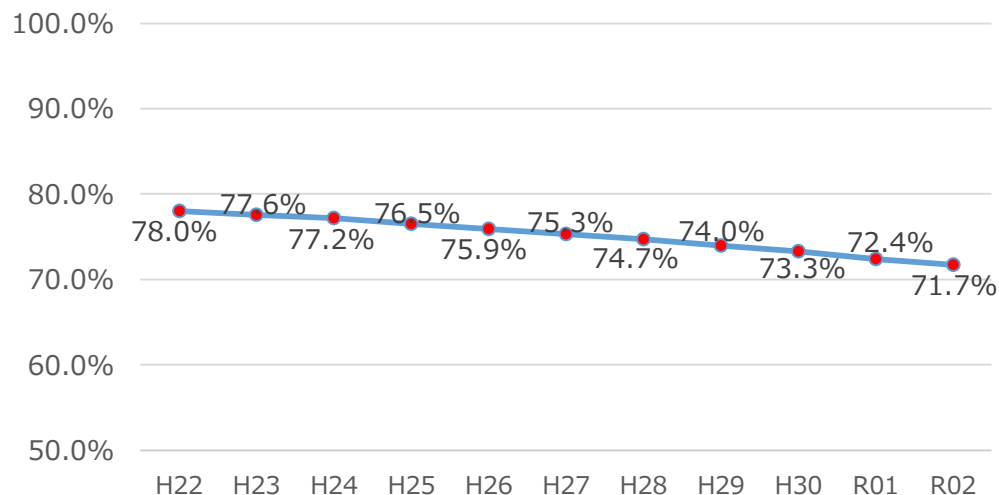
出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（H30.4.1時点）」（注）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても100とならない。

## 自治会・町内会等の主な活動

区分	割合(※)
住民相互の連絡（回覧板、会報の回付等）	88%
区域の環境美化・清掃活動	85%
集会施設の維持管理	79%
防災・防火	43%
交通安全、防犯	34%
文化・レクリエーション活動	33%
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	28%
スポーツ・レクリエーション活動	28%
道路、街路灯等の整備・修繕等	17%
行政機関に対する要望、陳情等	13%
独居老人訪問等社会福祉活動	13%
慶弔	7%

(※) H25～H29年度の間に認可（法人化）された地縁団体（6,927団体）のうち、当該活動を規約の目的に定めている割合

## 600市区町村における自治会・町内会等の加入率の平均



出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査（R3.7）」に基づき作成（自治会・町内会等の加入率（世帯単位）について回答のあった600市区町村における単純平均）

# 認可地縁団体制度の改正（不動産の保有の有無に関わらず法人格取得が可能に）

- 自治会・町内会等の活動が多様化し、地域課題の解決に向けて幅広い取組を持続的に行っている事例が広がっていることなど第32次地方制度調査会答申を踏まえ、不動産の保有の有無に関わらず認可地縁制度の活用を可能とするべく、令和3年に地方自治法を改正(第11次地方分権一括法による一部改正)。

## 制度の概要

- 自治会・町内会等の「地縁による団体」は、いわゆる「権利能力なき社団」と考えられ、自治会等の名義で不動産登記することができなかったが、平成3年に創設された「認可地縁団体制度」により、地縁による団体が、不動産を保有（保有予定）するため、市町村長から認可を受けることによって、法人格を取得し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記することが可能となっている。

## 令和3年の地方自治法改正の概要(第11次地方分権一括法による地方自治法改正(R3. 5. 26公布、R3. 11. 26施行))

- 不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う自治会・町内会等もあり、活動実態と認可目的が必ずしも一致していないことから、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能になった。 ※従来は「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」と規定



## 第32次地方制度調査会答申(令和2年6月)(抜粋)

### 第3 公共私連携 3 共助の担い手の活動基盤の強化

#### (1) 地縁法人制度の再構築

コミュニティ組織は、その目的や活動実態等を踏まえ、事業展開に対応して、最適な組織形態を選択し、活動を発展させていくことが期待される。多くは法人格を有しない任意団体であるものの、様々な団体との契約や連携による事業の幅の広がりを容易にするなどの観点から、法人格の取得は、持続的な活動基盤を整える上で有用な方策の1つである。 (略)

こうした中で、地方自治法には、自治会・町内会等が不動産等に関する権利等を保有することを目的として法人格を取得する地縁型の法人制度として、認可地縁団体制度が設けられている。これは、社団のうち、地域の共同活動を行う地縁型組織であって、その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、民主的な運営が確保されるものに対して、組織の現況を活かし、活動の制約要因にならない簡便な法人制度を用意するものである。

この制度については、民間非営利部門を社会経済システムの中に積極的に位置付けるという公益法人制度改革の趣旨や、近年、地域の住民が主体となった組織により、地域課題の解決に向けて幅広い取組を持続的に行っている事例が広がっていることを踏まえ、簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度として再構築することが適当である。 (略)



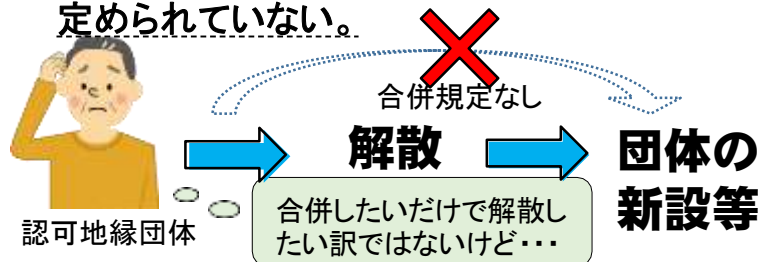
# 認可地縁団体制度の改正（合併及び書面等による決議を可能とする見直し）

- 地方公共団体からの要望を踏まえ、認可地縁団体の活動の維持・継続など持続可能性の向上のため、合併及び書面等による非対面の決議を可能とするべく、令和4年に地方自治法を改正（第12次地方分権一括法による一部改正）。

改正前

## 地方自治法

- 認可地縁団体に関する規定について、
  - ① 合併の規定が定められていない。
  - ② 書面又は電磁的方法による決議の規定が定められていない。



## 支障

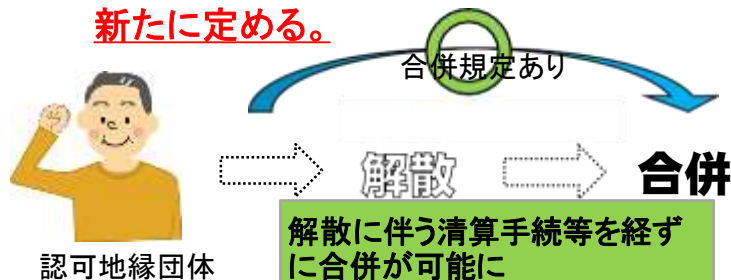
- 認可地縁団体が合併するには、解散に伴う清算手続等を経る必要がある。
- 決議に当たって、総会の開催を省略できない。



→ **認可地縁団体の活動の制約要因に**

改正後

- 認可地縁団体に関する規定において、
  - ① **合併の規定を新たに定める。**
  - ② **書面又は電磁的方法による決議の規定を新たに定める。**



## 効果

- 合併規定に基づき権利義務の全部の承継が可能となることから、解散に伴う清算手続等の事務負担が軽減
- 書面等による非対面の決議が可能となり、利便性が向上



→ **認可地縁団体の活動の維持・継続に寄与**

（第12次地方分権一括法による地方自治法改正（R4. 8. 20公布、R5. 4. 1施行））

（注）上記見直しと併せて、認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する公告の回数を3回以上から1回とする見直しを行っている。

# 地域コミュニティに関する現状認識等及び「地域コミュニティに関する研究会」の開催

## 地域コミュニティに関する現状認識及び課題

- 地域コミュニティにおいて、自治会・町内会等は実態上中心的な存在。市区町村が地域コミュニティに関する施策を展開する際に、自治会・町内会等を通じて実施している場合が多い。
- 防災、地域福祉等の分野では、市区町村は地域コミュニティにおけるさらなる活動を期待。他方、児童虐待や孤立死といった家庭単位での解決が困難な課題の増加や、短時間強雨等の災害リスクの高まりにより、対応はより困難に。
- 単身世帯、女性・高齢者雇用の増加等のライフスタイルの変化や、自治会・町内会等の活動や運営方法が現代に必ずしもマッチしていないこと等を背景に、加入率の低下、担い手不足が深刻化するとともに、コロナ禍により対面の活動に制約。



- 自治会・町内会等は、活動の持続可能性が低下する一方、防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど、地域コミュニティにおいて新たに生じている住民ニーズに対し、十分に応えられていない可能性。
- コロナ禍のピンチをチャンスと捉え、地域活動の持続可能性を高める方向でのデジタル化の推進を期待。

## 地域コミュニティに関する研究会の開催

- 地域コミュニティに関する現状認識及び課題を踏まえ、変化するニーズに対応し、地域コミュニティの様々な主体が行う地域活動について、持続可能なものとする事ができるよう、令和3年7月から令和4年3月にかけて「地域コミュニティに関する研究会」を計6回開催し、令和4年4月に報告書を公表。

# 総務省「地域コミュニティに関する研究会」報告書 概要（令和4年4月）

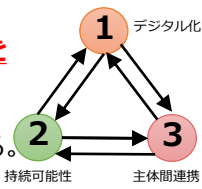
## 地域コミュニティに関する現状・課題

自治会等の加入率の低下、担い手不足により活動の持続可能性が低下する一方、防災、高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど新たなニーズへの対応が必要。コロナ禍のピンチをチャンスにして、デジタル化を期待。

## 研究会報告書の“狙い”

- 下記の3つの視点に分けて検討し、**全国の市区町村の地域コミュニティの取組や施策の状況を共有するとともに、各市区町村及び地域の独自の取組を支援**することが狙い。
- この3つの視点については、**互いに独立したものではなく、各視点に係る取組を進めることが他の視点に係る取組を進めやすくなる**という関係にある。  
(例：デジタル化による現役世代の参加が、持続可能性の向上に寄与)

<3つの視点の関係>



## 研究会報告書における「3つの視点」

### 1 地域活動のデジタル化

#### 【現状】

- 自治会等のデジタル化について、市区町村は「災害時における安否確認」等において有効で、「住民の多くが操作等に不慣れなこと」等を課題と認識。
- 電子回覧板やオンライン会議のほか、SNSやホームページの活用、デジタル講習会の実施等の事例あり。

#### 【地域活動のデジタル化を進める視点】



- 行政を含めた社会全体のデジタル化が進む中で、**情報共有を効率化し、新たなサービス・価値を地域住民が受けられるようにするため、コロナ禍のピンチをチャンスと捉え、現役世代や若者の積極的な参加を促しつつ、市区町村が自治会等の地域活動のデジタル化のために積極的に取り組むことが有効。**

ポイント

- ✓ 自治会等の自主的判断、デジタルとリアルバランスも重要。災害時用アプリは、平時も活用できるものにすべき。
- ✓ ニーズと費用のバランス、ニーズの変化に低負担で対応できるかを考慮し、汎用又は自治会等用のソフトを選択。
- ✓ 自治会等で単独導入する方法もあるが、自治会等の連合会等と協力し広域で推進すれば、一斉配信等の実施が容易。

### 2 自治会等の活動の持続可能性の向上

#### 【現状】

- 600市区町村の平均加入率78.0%(H22)→71.7%(R2)
- 市区町村は、自治会等の加入促進のため、チラシ配布や不動産業界との協定、条例策定等で支援。
- 自治会等の負担軽減のため、市区町村窓口の一元化、委員の推薦依頼の見直し等を実施。

#### 【自治会等の活動の持続可能性を向上させる視点】



- 自治会等の役員・運営の担い手不足、加入率の低下等により、活動範囲の縮小・停滞に陥るリスクが高まっており、**活動の持続可能性を向上させるため、自治会等の自己改革のみならず、市区町村として、加入促進の取組や、自治会等の負担軽減のための行政協力業務(※)の部局横断的な見直しが必要。**

ポイント

- ✓ 具体的な加入促進の取組がどの程度行われているか、ニーズにどの程度即したものであるかが重要。
- ✓ 市区町村が、行政協力業務に関する組織横断的な棚卸しを、市区町村全体の業務見直しと一体的に推進する必要。
- ✓ 地域担当職員制度の導入や外部人材等の活用は、自治会等の負担軽減のみならず、市区町村の施策展開にも有用。

(※)回覧板・掲示板による連絡事項の伝達、行政委嘱委員の推薦、防災訓練の実施、防犯灯・ごみステーションの設置管理など、公共サービスの提供・協働や行政との連絡調整業務を指す。

### 3 地域コミュニティの様々な主体間の連携

#### 【現状】

- 市区町村のうち、防災、地域福祉分野で自治会等以外の団体・専門家との連携支援を行っている団体は少数。
- 高齢者・子ども等を対象とした地域の居場所のリスト・マップを作成していない団体が多数。
- 消防庁、厚生労働省など関係省庁において、防災、地域福祉分野など個別分野での連携を進める施策を展開。

#### 【様々な主体間の連携を強化する際の視点】



- 防災や地域福祉分野等における地域コミュニティの様々な主体間の連携を促進するためには、**市区町村による多様な主体に係る情報把握と「見える化」を前提に、明確な目的を持った活動を中心として、連携のコーディネーターを活用し、資金面・非資金面の支援を行うことが期待される。**

ポイント

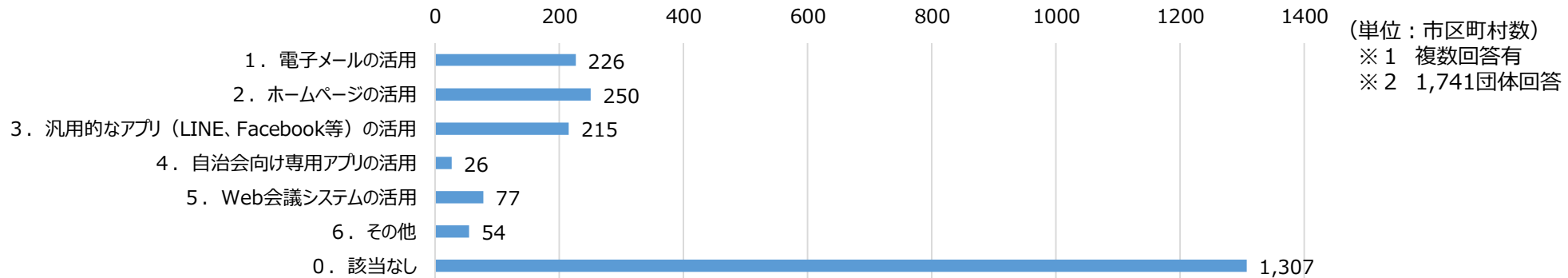
- ✓ 市区町村等が人材・財源面で連携をサポートし、職員以外にも、防災等の連携のコーディネーターを養成、活用。
- ✓ 子ども食堂など、目的が明確なプロジェクトベースでの連携を促進すれば、より実質的に地域活動の活性化が可能。
- ✓ 財源面等の支援のみならず、推進計画等の非資金的援助により、地域の事業者等のサポート団体の増加を期待。

# 市区町村が把握している自治会・町内会等のデジタル化の状況について

総務省「地域コミュニティに関する研究会」資料を加工

○ 市区町村が把握している自治会・町内会等の地域活動のデジタル化に関する事例は少ないが、独自で地域活動のデジタル化に取り組んでいる事例もある。

## 【市区町村が把握する自治会・町内会等の地域活動のデジタル化に関する取組】



※「6. その他」の例：タブレットを貸与し、市からの情報を伝達 等

出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査(R3.7)」に基づき作成

### 「LINE回覧の活用」 桜ヶ丘親和会（神奈川県大和市）

#### <導入経緯>

○自治会役員の事務負担やコロナ禍での感染防止策が課題となる中で、回覧物等の仕分けや配布作業の簡素化及び非接触性の観点から、デジタル化を検討した。

#### <自治会の取組>

○LINE回覧の導入により、自治会内の事務負担の減と、感染防止策の強化につながった。また、これによって情報伝達の速達性が向上し、双方向性も図られたとともに、回覧内容に対する理解が深まった。

#### <自治会の考える今後の課題>

○自治会内のLINE回覧利用率は34.7%であり、さらなる利用率の向上と費用負担が課題である。

### 「会費の引き落とし・クレジットカード払い等の導入」 梅が丘自治会（三重県四日市市）

#### <導入経緯>

○地域の主軸となる若い世代が仕事や育児、自治会活動を両立することを目的に方向性を考えた。

#### <自治会の取組>

○外部委託による自治会費の口座引き落としやクレジットカード払いの活用、公式LINEやウェブ会議などを活用することで効率化を図り、負担を小さくするだけでなく、早く正確に自治会の情報を得るようにした。

#### <自治会の考える今後の課題>

○パソコン等の導入経費やWi-FiやZoom等に係るランニングコスト等が課題と考えており、デジタル化推進のためには、経費に対する補助の充実が必要である。



# 自治会・町内会等の地域活動のデジタル化に係る市区町村の予算措置の状況及び支援の事例

- 令和4年度に地域活動のデジタル化に関して予算措置を講じた市区町村は、全体の1割程度にとどまっているが、タブレット端末の無償貸与やアドバイザー派遣などの支援を行っている事例もある。

## ■ 自治会・町内会等の地域活動のデジタル化について、令和4年度に予算措置を講じているか

	市町村数
はい	193 (11.09%)
いいえ	1,548 (88.91%)

## ■ (予算措置を講じている場合) 具体的にどのような内容か (複数回答有)

支援の内容	市町村数
電子メールの活用に対する支援	20
ホームページの活用に対する支援	34
汎用的なアプリの活用に対する支援	31
自治会向け専用アプリの活用に対する支援	34
Web会議システムの活用に対する支援	25
タブレット等の機器の無償貸与の支援	29
職員又は外部アドバイザー派遣の支援	21
講習会の実施	50
講習会に要する場所の提供支援	4
その他	91

出典：総務省「地域コミュニティに関する取組についてのフォローアップ調査」(令和5年2月) 第3回調査結果に基づき作成

## 自主防災会へのタブレット無償貸与 〈仁藤町区他237自主防災会〉 (静岡県掛川市)

### 〈支援策：自主防災会オンライン化促進事業〉

- 災害時における市と自主防災会の連絡手段としてタブレットを無償貸与。平時には主に市と自治区の情報伝達手段として利用する。

### 〈自主防災会の取組概要・効果〉

- 自主防災会が貸与されたタブレットを利用し、カメラ・メールアプリ等による被害状況等の情報収集や伝達の迅速化が図られる。平時の連絡等にも活用し、窓口来庁の手間が省け、感染症対策にもつながった。

### 〈掛川市が考える今後の課題〉

- タブレット端末を使用できる人材を育成しても区役員交代があるため、再び育成し、毎年、同様の講習会を開催する必要がある。

## アドバイザー派遣によるブログ作成支援 〈南当仁校区自治協議会〉 (福岡県福岡市)

### 〈支援策：共創による地域づくりアドバイザー派遣制度〉

- 地域の活動について、課題解決やフォローアップのために、経験、技能、知識等を持ち、助言、指導ができる専門家の派遣が必要な場合に、アドバイザーの派遣を行う。

### 〈自治協議会の取組概要・効果〉

- 専門家の助言、指導により、南当仁校区自治協議会のブログに動画を投稿できるようになり、地域の情報発信ツールを増やすことができた。

### 〈福岡市が考える今後の課題〉

- 現在は既存のブログの支援が中心であるが、地域のニーズに応じたきめ細やかな支援が必要と考えている。

# コロナ禍において地域イベントを創意工夫により実施した事例

○ 令和4年10月に総務省が調査したところ、コロナ禍においては自治会・町内会等による地域イベントは開催しにくい状況であったが、感染予防対策を図りつつ、地域活動の持続可能性の向上や伝統芸能の継承などに資する事例も見られる。

## 若い世代による伝統文化「ねぶた」の復活

さんびない ひろさきし  
〈小比内町会〉（青森県弘前市）

### 【コロナ前の状況】

市の伝統文化「ねぶた」を小比内町会においても実施していたが、担い手不足が深刻化し、約30年前から途絶えていた。

一方、近年の宅地開発によって子育て世代の移住が進んだため、弘前市・弘前大学の支援のもと、「町会担い手育成事業」が令和2年度に開始。「ねぶた」を若い世代が主体となって復活させることが決定した。

### 【ねらい、創意工夫を講じた点、効果】

運営チームによるミーティングを重ねたが、感染防止のために必要最低限の集まりとしていたため、時間的な制約が課題となった。そこで、グループLINEを作成し、運営チームと町会役員が参加したところ、ミーティングで話しきれない内容を非対面により補うことができた。

また、参加者の把握にはGoogleフォームを活用することとし、全世帯にGoogleフォームのQRコードを配布することで、非対面方式による参加者の募集ができた。

### 【運営者(自治会等)側のメリット】

Googleフォームの活用は、コロナ対策のみならず、参加者の集計も瞬時に行うことができ、事務的な面からも効率が良いものとなった。

## ニセウドウイ・くみおどり 民俗芸能「二才踊り・組踊」発表会の開催

ひがしえまえく いえそん  
〈東江前区〉（沖縄県伊江村）

### 【コロナ前の状況】

村内8行政区の持ち回りにより、民俗芸能発表会を毎年実施。各行政区に受け継がれている二才踊り、組踊を次の世代へと継承してきたが、コロナ禍の状況を踏まえて令和2年度、3年度は開催を中止していた。

### 【ねらい、創意工夫を講じた点、効果】

令和4年度は、感染状況に応じて分散練習やDVDの活用による自己練習を取り入れた他、役員や踊り手によるグループLINEを利用した動画の共有、アドバイスの共有を行った。

発表会当日は、アルコール消毒やマスク着用の徹底等、基本的な感染対策に加え、人数の分散を図るために動画配信（LIVE及び録画配信）を行ったことで、会場へ足を運ばない住民も鑑賞することができ、高い評判を得た。

### 【運営者(自治会等)側のメリット】

DVDの活用により、伝統芸能の継承にも寄与。また、グループLINEによる役員、踊り手のアドバイス等の共有を図ったことで、記録が残るメリットもあり、今後、他の行政区で実施するうえでの模範例となった。

# 自治会等の持続可能性の向上に向けた行政協力業務の見直し

- 「地域コミュニティに関する研究会報告書」（総務省）では、市町村側の組織体制や運営上の課題として、自治会・町内会等を担当する地域コミュニティ担当部局と、自治会・町内会等に対して各種のいわゆる「行政協力業務」を依頼する担当部局が分かれていることにより、自治会・町内会等の側の窓口負担が掛かっていることなどが指摘されている。
- 「行政協力業務」のあり方については、自治会・町内会等の負担軽減に結びつけるために、行政協力業務に関する総合的な見直し、いわば棚卸しを行う必要性があり、市区町村に取組事例も出てきている。

## 【市が自治会・町内会等に依頼したり、自治会・町内会等と連携・協働している業務（回答した市数の多い業務を抜粋）】

業務	市数	業務	市数
チラシ等の非定期又は緊急の配布等	620	行政広報誌等の定期広報物の配布等	570
寄付金・募金集め	615	集会所等の設置管理	563
地区要望の取り次ぎ	600	防災訓練等の防災対策	543
民生委員等の委員の推薦や選出	591	緊急連絡網や緊急告知	476
美化清掃、環境整備	577	高齢者の見守り等の高齢化対策	450

※ 1 711団体回答  
 ※ 2 複数回答有

※ 赤枠で囲った業務は、市が、今後、自治会等への依頼や自治会等との連携・協働を重視したい業務として回答が多かったもの。

出典：全国市議会議長会「都市における自治会・町内会等に関する調査」（令和3年1月）に基づき作成

## 【行政協力業務の見直しに関する市区町村の取組事例】

- 庁内で自治会に対する依頼事項を調査し、削減に関する検討・協議を実施している。（鳥取県鳥取市、大阪府大阪狭山市）
- 行政協力業務の見直しに向けた庁内調査を実施し、行政区長に依頼をしている様々な業務の洗い出しを行った。この調査は、行政区長へ依頼をしている担当課に対し、自治会の負担軽減について、気づきを与えることも狙っており、調査内容を精査し、今後の取組を検討。（福岡県筑後市）

出典：総務省「令和4年度地域コミュニティに関する意見交換会等の概要」（令和5年3月） 52

# 自治会等の活動の持続可能性向上に関する総務省の取組

- 地域活動のデジタル化の促進に向け、令和5年度は、電子回覧板等の地域交流アプリを約50の自治会で活用する実証事業を行っている。
- 自治会・町内会等への加入促進や自治会・町内会等の活動内容の周知に対し、市町村が支援する経費について、令和4年度から新たに地方交付税措置を講じている。

## 令和5年度実証事業調査 概要 (R5予算額:12百万円)

- 自治会・町内会等の活動のデジタル化が進んでいない地域において、情報共有手段の効率化を図り、現役世代や若者の自治会・町内会等への積極的な参加を促す観点から、市町村を通じて、電子回覧板等の「地域活動のデジタル化」の実証事業を実施。
- 本事業が「地域活動のデジタル化」の契機となり、その後のそれぞれの自治体及び自治会のデジタル化に寄与させるとともに、本事業の成果を全国の自治体及び自治会に共有し、「地域活動のデジタル化」を推進。
- 事業実施団体：10市町、約50自治会
  - ・北海道 美深町（びふかちょう）
  - ・静岡県 小山町（おやまちょう）
  - ・岡山県 岡山市
  - ・千葉県 千葉市
  - ・愛知県 北名古屋市
  - ・長崎県 長崎市
  - ・千葉県 流山市
  - ・大阪府 河内長野市
  - ・沖縄県 浦添市（うらそえし）
  - ・福岡県 筑後市



## 自治会・町内会活動に対する市町村支援への地方交付税措置 (R4年度から拡充)

- 自治会・町内会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会・町内会等の加入促進等に係る取組に要する経費について、令和4年度に「自治会・町内会加入促進に係る経費」、「自治会・町内会活動内容の周知に係る経費」を拡充している。
- 住民活動支援事業(※)に対する地方交付税措置（基準財政需要額）標準団体（人口10万人）で4,491万円  
※R3年度:4,338万円（+153万円）

(※) 住民活動支援事業

自治会・町内会活動（話し合いの場づくり等）支援事業、自治会・町内会加入促進に係る経費、自治会・町内会活動内容の周知に係る経費、地域活性化イベント（お祭り、地域PR等）助成事業、自主防犯活動（地域の夜回り等）支援事業、自治会・町内会所有施設等への補助（防犯灯設置、集会所建設改良、ゴミステーション設置、児童遊園整備等）



○ 明石市の自治会を含む各種団体が連携した校区まちづくり組織では、子ども食堂等の地域の居場所づくりをはじめとした事業活動を通じ、様々な主体間の連携が図られている。

○ 市は、校区まちづくり組織に対し、活動場所の提供や、活動費や事務費などの財政的援助を実施。

## 明石市

### <事業概要>

**自治会を含む各種団体が連携した校区まちづくり組織が**、福祉、安全・安心、環境、交流等、部会制の導入や地域事務局設置などを進め、**地域の多岐にわたる課題解決**に取り組んでいる。

具体的な事業として、**子どもの学習支援、高齢者居場所サロン、子ども食堂、防災活動、通学路の見守り、環境保全活動等**、校区の実情に合わせた活動を展開している。

重点事業として、校区まちづくり組織が**まちづくり計画書策定を通じて**、民主性、開放性、透明性、計画性を備えた明石市協働のまちづくり推進条例に定める**「協働のまちづくり推進組織」にステップアップする取組**を進めている。

まちづくり計画書を策定した校区においては、校区まちづくり組織の中に、自治会間の情報交換や自治会活動に関する課題解決等を話し合う「連絡会」を設け、校区事業等に関して決定を担う校区まちづくり組織との役割分担を進めている。

### <連携団体>

自治会、高年クラブ、子ども会、PTA、民生委員・児童委員、ボランティア等が連携した、校区まちづくり組織（※自治会と校区まちづくり組織との連携ではなく、自治会も校区まちづくり組織の主要な構成団体である）

### <市区町村の政策や関与>

- ・ 明石市協働のまちづくり推進条例の制定
- ・ 活動場所（小学校区コミュニティ・センター）の提供
- ・ コミセン所長（市の再任用職員）の配置、校区担当職員制、地域事務局設置  
校区に対して地域事務局員人件費・コミセン管理人件費の財政的補助、中間支援組織として(一財)明石コミュニティ創造協会による運営・活動支援



# 地域の居場所についてのリストやマップの作成・公表状況

- 「地域コミュニティに関する研究会報告書」では、地域の多様な主体間の連携を促進するため、地域の居場所を運営する団体の活動等の「見える化」が必要であるとされている。また、市区町村においては、行政組織や業務の縦割りを排し、分野横断的にNPO等を含めた地域コミュニティの様々な主体の活動の実態を把握することが求められている。
- 一方、総務省のアンケート調査結果では、高齢者や子ども等を対象とした地域の居場所に関する情報の把握（リストやマップの作成又は公表）に至っていない市区町村が多い。

【地域の居場所についてのリスト・マップの作成や公表状況について】

	主に高齢者を対象とした居場所の運営団体・個人(①)のリスト・マップを作成・公表している市区町村数	割合(※)	主に子どもを対象とした居場所の運営団体・個人(②)のリスト・マップを作成・公表している市区町村数	割合(※)	①、②の両方に回答があった市区町村数	割合(※)
リストを作成しているが、公表していない	281	16.1%	189	10.9%	130	7.5%
リストを公表している	367	21.1%	274	15.7%	203	11.7%
マップを作成しているが、公表していない	37	2.1%	13	0.7%	4	0.2%
マップを公表している	144	8.3%	103	5.9%	47	2.7%

※ 割合については、市区町村数を対象市区町村数1,741団体で除したものとなっており、複数回答となっていることから、合計値は100%にはならない。

出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査(R3.7)」に基づき作成

## 子ども食堂の所在をマップ化した事例(宮崎市)



# 地域活動のコーディネーターに関する自治体による支援の事例

- 第32次地方制度調査会答申においても、団体間の連携のコーディネートに関し外部人材からの支援を受けることの有用性が指摘されている。
- 地域の課題解決に取り組む人材の育成を図るため、自治体において、コーディネーターを育成し、認定する制度や、コーディネーターに関する研修会を開催するなど支援を行っている取組事例も出てきている。

## 鎌ケ谷市

### 【鎌ケ谷市認定「地域づくりコーディネーター」】

「かまがや地域づくりコーディネーター養成講座」を実施し、地域づくりコーディネーターとして必要なスキルや心構えなどを備えた人材を育成するとともに、本講座の受講者を対象に、市がそのスキルを認定する制度を平成27年度に設けている。（認定実績：8名）



## 愛知県

### 【地域コーディネーター等研修会の開催】

学校と地域のさまざまなボランティア（地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等）を結ぶコーディネーターの力量向上を図るとともに、社会教活動を企画実施する上で必要な知識や技術の習得、今後の地域と学校との連携・協働活動のあり方について理解を深める研修会を平成29年度から開催している。

＜対象者（例）＞

- 地域学校協働活動推進事業に携わっている方
- 青年団体・女性団体等、地域づくり、街づくりに携わっている方
- P T A、町内会・自治会関係者、民生委員、主任児童委員、児童委員の方



## 第32次地方制度調査会答申（令和2年6月）（抜粋）

### 第3 公共私連携

#### 3 共助の担い手の活動基盤の強化

##### （2）人材・資金の確保等

##### ② 外部人材の活用

コミュニティ組織の事業展開に対応して、運営上のノウハウの取得、団体間の連携のコーディネートに関し外部人材からの支援を受けることは有用である。

例えば、都市部においては、市町村は、N P O職員、大学教員、企業社員など地域社会を支える意欲とノウハウを有する地域公共人材と、コミュニティ組織が求める人材像とのマッチングを進めることが考えられる。（略）

## 検討の視点

○ 地域における共助の担い手たる自治会・町内会等においては、加入率の低下や担い手不足により、その活動の持続可能性の維持が危惧される中、デジタル化を進めることや、運営面の負担に配慮した上で地域の催事・イベントを実施することなどにより、多様な人材の参加につなげ、持続可能性を高めることが適当ではないか。

そして、そのための支援を市町村が行うことも、一層求められるのではないか。

○ ポストコロナの地域社会において、地域福祉や防災など、複雑化する課題への対応の必要性は一層高まっていくと想定される。こうした中で、地域を特定して課題を特定せずに活動する自治会・町内会等と、地域は特定しないが課題を特定して活動するNPO等の団体とが連携することが、これまで以上に求められるのではないか。

そして、地域コミュニティにおける様々な主体間の連携を強化する上で、市町村による支援が一層必要とされるのではないか。